

# 河合町議会会議録

令和元年 6月19日 開会

河合町議会

## 令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

### 第2号（6月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
佐藤利治	3
長谷川伸一	10
坂本博道	22
梅野美智代	40
谷本昌弘	44
大西孝幸	50
常盤繁範	53
西村潔	64
○散会の宣告	81
○署名議員	83

令和元年6月19日（水曜日）

（第2号）

## 令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和元年6月19日（水）午前10時00分開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	教 育 長	竹 林 信 也
企 画 部 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 長	福 井 敏 夫
福 祉 部 長	門 口 光 男	住 民 生 活 部 長	木 村 光 弘
ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩	教 育 部 長	上 村 欣 也
企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長	浮 島 龍 幸
福 祉 部 次 長	杉 本 正 範	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅	安 心 安 全 推 進 課 長	上 村 学
総 務 課 長	小 野 雄 一 郎	財 政 課 長	上 村 卓 也

住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	浦達三
高齢福祉課長	松村豊範	保健センター長	小山寿子
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	佐藤桂三	特命担当課長	井筒匠
まちづくり 推進課長	中島照仁	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男	スポーツ 振興課長	中野典昭

---

#### 会議に従事した事務局職員

局	長	阪本武司	調	整	員	松本良一
---	---	------	---	---	---	------

開議 午前 9時57分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 佐 藤 利 治

○議長（杵本光清） 1番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） おはようございます。

公明党の新人、4番、佐藤利治でございます。

皆様の力をおかりして、ともに住んでよかったと思える魅力あるまちづくりを目指す決意です。どうぞよろしく願いいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町指定のごみ袋について、現在使用の指定ごみ袋について要望があります。

もやさない不燃ごみ袋が、現在、大・45リッター1種のみですが、できれば中・30リットル、小・20リットルの採用をご検討いただけないでしょうか。

過去にもお話が出たことがあると聞いておりますが、お車を利用の皆様は近隣のスーパーへ持ち込みされている方も多いと思いますが、現在、ひとり暮らしの方が増えてきている現状を考えれば、至急検討することが必要と思います。

現在、ご使用の方々からは、これから梅雨や夏場へ向けて、カップラーメンや総菜パック、お飲み物の紙パックなどを大・45リッターがたまるまで家に置くのはスペースの問題、また衛生上もよくないとのことをご意見をいただいております。この案件は町内在住の高齢者の方々、一人でお住いの方々、また有料老人ホームにお住いの方々からの切実な要望です。

弱者へ優しい河合町を目指すためにも、何とぞ前向きな取り組みを期待しております。また、既に計画や検討予定で進めていることがあれば教えてください。

次、ごみのまごころ収集について教えてください。

現在、どのぐらいの利用者数なのか、また2040年に向けて高齢者、65歳以上の方が急激に多くなりますが、町としての対策、お年寄りやお体の障害を持たれている方へ、まごころ収集を利用して何かできることはないでしょうか。例えば、民生委員の方々と連携してインターホンを押すだけでも、高齢者の方への見守りと孤独感の解消策になるのではと、私は思いますが、現在、町として進めている予定、また現在行われつつあることがあれば教えてください。

次、すな丸号の今後について、これは3点あります。

1、過去の答弁では、早急な対応は難しく、循環ルートの併用や変更を含め、少ない経費で稼働率や利便性を上げるよう検討できればと考えているとの理事者の方のお話と聞いておりますが、その後の進展を教えてください。

2つ目に、現在の1日当たりの利用者数を教えてください。

3番目に、すな丸号の年間維持管理運営費、これはシルバー人材センターへの支払いを含むが、幾ら必要になっているかを教えてください。

私は、安心・安全を含めて、我が町のすな丸号の5年後、10年後が北葛地域のモデルケースになればと思っています。よろしく願いいたします。

次、佐味田川駅前グラウンドについて。

私は駅からおりて100メートルでグラウンドがある立地条件は、他地域を探してもないと思います。河合町のすばらしい財産だと思っています。主に、河合町在住の青年や小中学生のソフトボールで利用され、青少年の育成、他地域との交流に一翼を担っていると地域の声もありますが、町として、この財産を管理、整備についてどのような考え方で現在進めてい

るのか教えてください。また、利用されている皆様からは、トイレをきれいに改修してほしい。また、維持が難しいなら、子供たち、一般の方も含んで、利用している方も含んで、ボランティアで草むしり、また近鉄電車から見えるフェンスの位置に商業看板等の意見をいただいております。私はグラウンドの命名権の販売と、特にとにかく町財産の価値を上げたいと思っています。

大きく4つの質問ですが、魅力あるまちづくりに全て必要な事柄なのでよろしくお願いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、1つ目の指定ごみ袋についてと、2つ目、ごみ個別収集、まごころ収集についてお答えさせていただきます。

まず、もやさないごみ袋の中・小の作成につきましては、近年、指定ごみ袋の要望やご意見について調査させていただいたところ、平成29年度に1件、平成30年度に3件、要望のご意見をいただいております。

件数にこだわらず、高齢者世帯でのごみ排出量が少ない、重量によりごみステーションまでの搬出が困難であるということから、もやさないごみ袋の中・小サイズの作成を検討しているところです。

今後の高齢化も踏まえ、もやさないごみ袋大以外の作成については、引き続きごみの排出状況や要望に耳を傾けながら対応したいと考えています。

続きまして、まごころ収集につきましては、平成15年度から実施しており、利用者数は令和元年6月現在41名利用されている状況です。

対象者はおおむね65歳以上の単身世帯で体が不自由な方・高齢者のみの世帯で夫婦ともに体が不自由な方、介護保険受給者・身体障害者手帳所持者などごみ収集場所までごみの持ち出しが困難な方です。

問題点につきましては、現在において特にございませんが、将来的に高齢者世帯が増加することにより、まごころ収集対象者も増えると予想されますので、そのときにスムーズな対応ができる体制の検討が必要と考えます。

2040年に日本は85歳以上人口が高齢人口の約3割を占め、高齢世帯の中で単身世帯が4割を超えると報告されています。まごころ収集の問題だけでなく、町全体の課題であります。

まごころ収集におきましては、今まで同様、高齢福祉課と連携を図り、問題点などを協議しながら、今後の高齢者世帯の動向、利用者のご意見なども大切にしながら対応したいと考えています。

将来的には現在の本町の収集体制見直しも視野に入れ考えていかなければならないと思います。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からは、ご質問いただきましたすな丸号の今後に関するご質問に対してお答えいたします。

すな丸号につきましては、平成29年7月より現在の形での運行を開始しております。

運行開始以降、これまでにさまざまなご意見やご提案をいただいているところでございますが、そのうち、早急に対応できるようなもの、例えば車内に町のイベント案内、その他の広報資料を配置するなどといったことは順次対応させていただいているところでございます。また、一定の期間を要すると思われるもの、例えば運行ダイヤやルートの見直しなどに関するものにつきましては、現在のところ、県内の他の市町村、全ての地域公共交通に関する情報などを収集整理しておりまして、多くの皆様にご検討いただく資料準備などを進めているところでございます。

次に、すな丸号の運行に関しましては、運転手の人件費、車体のリース費用、そして燃料費など全て合わせまして、昨年度に約1,124万円の費用をかけて運行しております。その輸送実績、利用者としましては、年間1万3,181人の方にご利用いただいております。

この輸送実績に関しましては、月当たり1,098人となり、すな丸号と改称して運行開始した平成29年度と比較して少し増加傾向にあると言えます。

今後につきましては、引き続き、5年、10年と住民の皆様にもっと身近な移動手段としてすな丸号があり続けるために、ニーズに合わせた改善を繰り返していくことが必要であると考えております。

以上です。

○スポーツ振興課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（杵本光清） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（中野典昭） それでは、佐味田川駅前の町民グラウンドについて、管

理・整備についてどのような考え方で現在進んでいるのかという質問でございます。

管理・整備につきましては、年1回、町内業者による草刈りの実施をしております。また、職員でも状況を見ながら草刈り、グラウンド整備をしております。

また、9月に実施しています河合町クリーンデーの際には、職員及び利用されている体育協会の皆さんと町民グラウンドの草刈りと清掃を行っております。

次に、トイレにつきましては、毎月2回清掃委託をしております。今後、体育施設の補修計画の中で、順次トイレも洋式に取りかえも検討しております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、町指定のごみ袋についてですけれども、いろいろありがとうございました。私のほうからいつごろ具体的に今困っている方に今検討しているので、今年は無理でも来年にはそういうことが中なのか、小なのかわかりませんが、検討した上で話ができるという状況に持っていけるのかなと思うて、それを今考えています。

あとそれと、町の佐味田川駅前グラウンドについてですけれども、これも同じなんですけれども、その洋式化にするのは、仮に今年無理でも来年はやりたいと思っているのか。

それと、町から外部に発注して周りの整備というか、一般でできない草の除去とかやっていると思うんですけれども、特に私が見て気になるのは、北側の近鉄の線路の内部に飛び出ているうちの敷地から出ている枝になっているような木とか、ああいうのはもう根っこから撤去するかなんかしないと、毎年要らないお金が必要になってくるん違うのかなと。あれ電車とまっている間じゃないと切れないと思いますわ。

だから、そういうことと、それとあと今話には出ていませんけれども、地域の方からはちょっと言われているのは、何か将来、これも余り手をつけんかったら売ってしまうのかなとかいうような話もちらっとうわさの域で聞いているんですけれども、そういう心配はないのかなというのも、ちょっと先ほど抜けていましたけれども、話がありました。

あとそれと、すな丸号についてですけれども、1日当たりの利用者数が何人なのか、わからなければ単純に、何万人いう、その利用者数を稼働日数で割れていることなのか、それとも、見たことがないのか、1日当たり何人乗っているのか、アンケート等をとってやっぱり要望等を聞いてあげないと、このすな丸号のことについては、少子高齢化の中で、やはり絶対に町としても外せない課題やと思うんです。ちょっと話は飛びますけれども。免許証の

返納、ある婦人の方が3日ほど前におっしゃられていました。体がどこも問題ないので、言うたら、有償のそういう車も利用できない。そやけど、買い物行くのにどうしてもすな丸までは遠過ぎると。荷物持って、そのすな丸のバス停からは帰ってこれないと。だから、来週ひよっとしたら、私がニュースに出るようなことになるかもわからんけど、免許返納はできないという、やっぱりそういう声が上がっているわけですね。だから、その辺を考えて、すな丸号を利用されている方、今少ないと思います。私がアンケートとった2日間のうちで、1日目の午前中は1人しか乗っていません、そのバスに。だから、やっぱりもうちょっと本腰を入れてもらって、このすな丸号のことをもう根本的に、その考えていかないとだめかなと、僕は思っています。そうじゃないと、これから問題になってくる、やっぱり高齢者の交通事故、免許証返納、それにもかかわってくると思うんです。だから、できればそれを考える上の中で、その枠にはまらない少数の方を救えるような方法もちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 新たなサイズの指定ごみ袋を作成して販売する場合、手数料会計条例案を議会に提出して可決されてからの作成になるので、作成時期は来年度以降になると考えています。

○スポーツ振興課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（杵本光清） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（中野典昭） あの町民グラウンドの売る売らない件につきましては、現在のところ、売る予定ではございません。その件に関しましては、町全体でちょっと考えていきたいと考えております。

また、次にトイレの改修なんですけれども、来年、再来年には予定の計画の中に入っておりますので、もう少しお待ちいただきたいと考えております。

北側の近鉄側の木の件なんですけれども、現場を見て職員にできるのか、できない場合は何ら対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、すな丸号に関してご質問いただきました内容についてお答えいたします。

まず1日当たりの集計をとっているのかということでございますが、当然、毎日の日計をとっております。そして、アンケートなどにより幅広い意見をもとに抜本的な見直しをいうこととございますが、確かに議員おっしゃるとおり、高齢者の免許の返納など今後進む中において、すな丸号という役割はますます重要になってくると考えております。

そういったことから、まず県内の地域公共交通、本当に先進的な例もございます。そういったものを参考にして、多くの方でご議論いただく場というものを設けて、そういう抜本的な改善、こういうものに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵田光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

確認なんですけれども、町の佐味田川グラウンドについては、来年もしくは再来年には計画に今のところなっていると。

それとごみの袋の件については、もちろん議会に上げて変更をしないといけないということで、よくわかりました。早急に私も動きますので、またお力をおかりしたいと思います。

それとすな丸号については、先ほど話もありましたけれども、やはりもう原点になると思うんですけれども、私はさきに言うておきますけれども、なくなしたらいいとなんか一切思っていない。もっと充実したらいいと思っています。お金が1,124万ですか、それだけかかって、果たして平均とったときの1日のそのバスの利用者が何人なのか、もっとスタイルが変わった形でのサービスはできないのか。また言えば、他地域によったら香芝なんかは赤字や言うてますけれども、デマンド交通、外部業者への委託、そういうふうなことも、その年間の維持管理運営費を含めて、やっぱり考えていかないといけないかなと。やっぱりそうじゃないと、河合町の中で4月の東京池袋、5月8日の大津、そのように今毎日起こっているような、マスコミにたたかれているところもありますけれども、あおられて、毎日、新聞紙上で高齢者の方が関係する事故が起こっているということで、やっぱり何とか弱者の、弱い方の病院、買い物、そういう駅に行く、そういう最低限度の3つの交通手段をどう町として確保していくか、やっぱり過去の内閣府の高齢白書の中でも、2017年に3,515万人いてると言われている、その65歳以上の人口が2042年には3,935万人、420万人増えるわけですわ。

だから、それを考えて、やっぱりすな丸号も、それとまごころ収集のほうも、何か町として、お金がないからできないじゃなくて、何か考えていかないとだめかなと、私は思っております。

いろいろとお答えありがとうございました。

○議長（杵田光清） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

---

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 2番目に、長谷川伸一議員、登壇の上、質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） おはようございます。

議席ナンバー7番、長谷川伸一。

一般質問通告書に基づき、3点質問をいたします。

1点目、最初に、清原新町長にお尋ねします。町長、みずからご答弁お願いします。

4月、町長選挙の際の清原町長の選挙公約の中から1点、小中校教育の充実について質問いたします。

教育の充実は、言うまでもなくまちづくりの根幹となる最も重要な事案であります。5年、10年後、さらに20年後のまちづくりの一環として、町長は小中校教育環境整備についてどのような構想をお持ちですか。

河合町は現在、3つの小学校、2つの中学校があります。来年4月に第三小学校と第二小学校が統合され、2つの小学校と2つの中学校に再編、計4校となります。

今までの岡井前町長の教育行政を振り返りますと、平成20年に有識者らによる河合町立学校規模適正化検討委員会が発足。当時、清原町長は当委員会の一委員として参加されております。

平成22年に当委員会は、通告書の中の表1に示すように、学校再編、つまり第三小学校用地に新しい中学校を新設し、小学校を2つ、中学校を1つにすることが望ましいと答申しました。その答申を受け、平成25年に議会で河合町学校再編検討特別委員会を設置しましたが、

残念なことに、平成27年の議員選挙前まで、数回、特別委員会は開かれましたが、審議未了のまま、継続委員会とならず、散会しました。

町長の選挙公約では、小中一貫校構想を視野での特色のある小中教育連携と連携の強化を清原町長は訴えています。どのような理由、事情により小中一貫校制度に考えが変わったんですか。清原町長の小中学校再編に関する短期・長期な展望を明らかにしてください。また、小中連携の強化とは、どのようなことを意味するか、具体的にご説明をお願いします。

一小一中、二小二中の2つの小中一貫校を目指すのですか。併設式、一体式の一貫校、それとも、一小一中を小中一貫校に先行して行うのですか。小中一貫校、つまり義務教育校の教育の内容について、どのような構想をお持ちですか。6・3制を改め、5・4制、4・3・2制に区切り、特色のある教育を目指すのか、長年教育に従事してこられた町長は、どの制度がベストとお思いですか。

現在の学校施設をよく見ますと、これらの小中校4つとも、施設、かなり古くなり、傷みがひどくなってきております。特に、一中、二中の校舎の老朽化が深刻な状況と、私は判断しています。

通告書の中の表2で示しているように、小学校の児童が、平成20年から29年までに200人ほど減少しました。近年、子供の出生数が年100人を割り、70人、80人になっています。予想以上の早さで少子化が進んでおります。施設の老朽化、少子化、財政難といった三重苦をこの町は抱えています。早急に抜本的な対策を打たなければならないではありませんか。

河合町の現在の財政の実態は、危機的状況と思われまます。四、五年後に最悪の状況から脱出してよくなるので辛抱してくださいと、幹部職員の方は言われますが、これは今後新事業を何もしないでの条件で財政指数、指標が改善すると見込んでいるだけではありませんか。

4つの学校施設の維持管理の費用は、町にとって年々重い負担となりませんか。一中、二中ともに雨漏りの箇所、窓枠、床など修理すべき箇所はたくさんあります。一中、二中を大幅改修するとなると、莫大な資金が必要です。第二小学校の改修費用を参考にして試算すると、10億円以上のお金はかかるのではないですか。今後、中央体育館、中央公民館などの改修や建てかえなども考えなければなりません。これらの公共施設の整備も喫緊の課題です。

総合的、多面的にあり得る限りの方策を出して、財政上、一番負担が少ない現在の子供たち、将来生まれてくる子供たちにとって最善の方策を選択しなければならないと思います。

第三小学校は、ほぼ河合町の真ん中に位置しています。今後のまちづくりと町の活性化に重要な場所であり、町民の大事な大事な財産であります。清原町長は、第三小学校閉校後ど

のように利活用するのですか、お考えをお示してください。

2点目、猛暑対策、町立小中校のエアコン、空調機器設置の遅れについて、教育行政のトップであられる竹林教育長にお聞きします。ご答弁をお願いします。

竹林教育長は、教育長になられて、各小学校、中学校、幼稚園などの教育現場を月当たり何回ほど視察されていますか。一中、二中の校舎の外壁などを見てどのように思われますか。

今年も5月から30度以上の猛暑の日があり、近年、この異常な暑さが通常になってきております。先日、第二中学校の2年生のご父兄から、お子さんのクラスが3階の教室で暑くてとても勉強できないと苦言をいただきました。また、エアコンはこの夏までに設置されるのですねとも尋ねられました。昨年7月、河合第二小学校で熱中症の事故が発生、全国で多くの方が熱中症で亡くなりました。

このような事故から、多くの町民は小中校の教室にエアコンが遅くとも7月1日までか、この夏休みまでに設置して稼働されるものと思っています。近隣の多くの自治体では、既にエアコンが設置し稼働しています。

ところが、河合第二小学校は別として、一小、一中、二中、3校のエアコン設置工事完了は10月末になると聞き、私は愕然となりました。竹林教育長は、エアコン設置完了時期をいつに設定していたのですか。7月に間に合わせる考え、目標はありましたか、お答えください。

次に、7月から稼働するため、昨年8月、9月からどのような手順で、担当職員らに指示してきたのですか。なぜこのように設置工事がおくれたのか、その理由をわかりやすく、昨年夏からの取り組みを時系列的にご説明をお願いします。

近隣の自治体では、国の交付税措置を待たずに自主財源でエアコン設置を急いだ自治体もあると聞いています。財政難の河合町は、基金、預金もほとんどなく、どうしても国からの助成制度を頼るしかない状態です。なぜこのようになったのか、反省する必要があるのではないですか。それこそ発想を転換すべきだと思います。

エアコンに関して再度の質問ですが、7月から10月までの真夏の期間、各校での暑さ対策をどのようにするのか、担当部長、課長、ご説明ください。

3点目、総合福祉会館豆山の郷共同浴場休止について、担当の門口福祉部長にお尋ねします。

4月13日より共同浴場機器が故障のため休止となっており、復旧はいつになるか未定の状況です。総合福祉会館ができて19年、昨年からの浴場の休止が頻繁に起こっています。福祉部

長みずから浴場機器の故障発生後、現場施設に行かれましたか。住民の方から浴場について問い合わせや苦情の電話を多く、私はいただきました。早速、私は担当職員の方をお願いして、ボイラー、ポンプ、配管などを見せてもらいました。配管の一部、水漏れもあり、コケが生えている箇所もあり、ポンプのフランジの箇所も腐食がひどく、赤さびだらけでショックを受けました。毎年、豆山の郷保守点検等を含んだ委託費が計約4,000万払っているのに、このような関連機器のありさまを見て驚いています。今までの保守点検と平常時でのメンテナンスのやり方に問題があるのではないですか。エレベーター点検のようにメーカー直接か、直系のメンテナンス業者に委託すべきではありませんか。設備定期保守点検業務の内容と方法についてご説明ください。

どこが悪い点検するための費用もかなりの金額になり、修理、本工事の費用も莫大な金額になるとのことですが、見込み額、おおよそでもよいですから、公表されてはどうですか。4月から休止していますので、当初予算で見込んでいた燃料費と光熱水費、合計約1,800万円から機器点検の費用を捻出してはいかがですか。

平成29年度浴場利用者数は総計で2万4,529人、平成30年度の浴場利用者数と利用料金額を教えてください。また、稼働日数もお願いします。

修理費用と利用者数などを検討して、今後浴場運営をどうするか、早急に決めなければならないと思います。

以上、3点質問しました。

再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○7番（長谷川伸一） すみません。議長、いいですか。

○議長（杵本光清） いや、今。

○7番（長谷川伸一） ちょっと順番が違うと思うんですけども。

まず、町長さんから言うてみるべきだと思います。まず、町長さんから発言していただいて、細部にわたることは部長、課長さんが報告していただければ、ご説明していただければいいかと思います。

（「そのとおり」と言う者あり）

○7番（長谷川伸一） 改めてください。

○議長（杵本光清） 傍聴席、ちょっと静かに。

町長、よろしいですか。

町長。

○町長（清原和人） 私につきましては、今後の河合町の学校のあり方についてどのようにしていくのかな、そういう質問だったと思います。それに向けまして、ちょっと答えさせていただきます。

まず1点、現時点で私が思っているところは、学校の形としましては、小中連携の体制で現時点では進めていきたいと思っております。例えば、小中学校の図書室の利用、それを学校単位ではなくて2つの学校で使っていく、そういう共同利用とか、それから来年、小学校にも英語が教科になります。そういう意味で、中学校の英語の先生、小学校に来て指導していただく、そういう部分もできると思います。それから、もうやられているんですけども、各小学校、中学校の避難訓練、それも合同でしていく。きのう大きな山形で地震ありましたけれども、中学生がやっぱり中心になりまして小学生を家まで届けていくとか、いろいろな形で今やっておりますので、それも含めまして小中連携いいかなと思っております。

それから、小中、河合町の場合は道を挟んで小中があります、近くにありますが、でも、近くに合って遠い存在ということは今までなっております。そうじゃなくて先生方のそういうお互いどうい先生方がおられるか、また合同研修をしながら子供たちのそういう教育を培っていく。それは実際やられているんですけども、その強化もあると思います。

それから、各学校の行事、例えば小学校の行事にも行ける範囲で中学校、小学校で日曜日とか土曜日、また祭日を利用している、そういう行事もあります。そういうところに中学生が参加したり、逆に中学校の行事に小学生、主に6年生が、来年度中学校がどういうものなのかということで参加する場合がありますので、そういう部分で今の現時点では小中連携を強化したいと思っております。

その理由なんですけれども、私、かつて小中一貫校、奈良県内で公立で既に行っている学校があります。それを校長先生にいろいろな話聞いたりとか、それからこれから目指している教育委員会でも、ちょっとヒアリングしたことがあります。その中で単純な理由としまして、小学校と中学校のやっぱり時間割、時間割の1時間の時間が違います。小学校は45分です。中学校は50分、そういうところの整合性があつたり、例えば、小学生が昼、休憩のときとか、午前中もちょっと20分か25分の、学校によって違うんですけども、そういう遊び時間があれば、そのときに片一方で中学生は勉強している、そういうちょっとふぐあいもありますので、そういう課題がかなり残っている。現時点で運営されている中学校の小中一貫校の校長

先生に聞きましたら、先生たちのそういう朝の集まりから、研修から全ての点で、いろいろな面でしんどい部分があって、その整理にかなり時間がやっぱりかかった。だから、小中一貫校にするに当たりましては、そういう部門でしっかり整備していかないと、単なるやっぴかないといけないということでスタートしても、混乱が起きて、子供たち、また保護者、地域の方にもいろいろな面でまた迷惑かかりますので、方向性としては、小学校から中学校に行く、そういう段階というかね、ストレートにというかスムーズにいける、そういう利点もあつたりとか、またカリキュラムを、議員書いておられるように、今6・3じゃなくて、いろいろなそういうカリキュラムをいける、そういう利点もあるんですけども、今の時点ではちょっと課題が多いということで小中連携を目指します。

それから、三小の利活用なんですけれども、私はいつもちょっと言っているんですけども、河合町全般にかかわりまして、公共施設を含めまして今見直す時期になっていると思います。それにつきましては、やっぱり継続できるもの、廃止すべきもの、またほかに流用できるもの、そういうようにしていこうと思いましたが、全体的なプランニングをしないと、部門的などころで考えてやっていると、後でこれをこういうようにしておいたほうがよかったとか、そういう部門が出てきますので、考えていますのは、今年度中にしっかり見直しをしながら、三小の利活用、それを考えていきたいと思えます。

いろいろなプランニングを私のほうに届けていただいている、そういう部分もあるんですけども、今言いましたように、総合的なプランニング、それをまずやります。そこからしか答えが出てまいりませんので、その点確認していただきたいと思えます。

それから、最後、議員おっしゃった平成20年から22年、町立学校規模適正化検討委員会の中で、一応答えとしまして、中学校を1つにする、小学校2つにするという案は決定して答申に出しました。しかし、それをどのようにしていくかというのは、その後の保護者、それから地域の方々も含めまして検討していくということで、その具体化はなつてなかつたと思えます。

特に、議員おっしゃったように、三小に河合中学校を建てると、そういう案もありましたけれども、それは単なる試案です。その中では何も決まっております。また、ほかの案としましては、これも試案なんですけれども、出ていたのは河合第一中学校の生徒数が減ってきます。そういう場合、お金をかけなくても第二中学校、かなり教室あいていたりとか、スペースありますので、第一中学校の子が自転車通学なり、電車通学をしながら行ったらどうかという声も、私が第一小学校の校長のときに、第一小学校のPTA役員さんとか中学校の

P T Aの役員さんのほうで、そういう試案はありました。でも、それは単なる試案ですので、これを具体化していくという問題とはまたちょっと違うんで、その点だけのご理解していただいたらなと思っております。

だから今、これから河合町の教育を今後どうしていくのかという点につきましては、今答えさせていただきます。そういう点でご理解していただけたらなと思います。

以上です。

細かい点につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、また部長なり、課長のほうから答えていただきますので、よろしく申し上げます。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（杵本光清） 教育長。

○教育長（竹林信也） 長谷川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の仕事に対する姿勢を問われているのかなというふうに思いますけれども、一応、私は仕事につきましての信念がございます。やる気、熱意、スピード感、この3点を需要視としておりまして、その中でもスピード感、最一番としていたしております。

職員に対しましても、学校の修繕あるいは教材・備品の購入等につきまして、当初予算で計上されましたら、9月までには前倒しをして執行するように、そのように指示をしております。できる限り、早く子供たちが使用できるようにしたいという思いでございます。

今回の冷房設備対応に臨時特例債、特例交付金、これにつきましては、国の補正予算、閣議決定されましたのが昨年10月15日でございます。その前、9月28日に県のほうからフォローアップ調査というのがございます。この補助制度を使いますかという調査でございます。9月の末日点でもう既に県のほうには申請をしますということで上げておりました。その後、昨年12月4日に補助金がつきますよという内示をいただきました。内示がありましたので、12月定例議会のほうに一般会計補正予算を上程させていただいて、設計費を可決いただいたわけでございます。設計のほうは4月26日に完了しておりまして、その後、工事、工事につきましては3月議会、今年の3月議会に補正予算を上げております。予算化されまして、設計終わり次第、工事手続をしておったわけでございます。ちょうどきのうですか、6月18日に入札が完了いたしまして工事業者も決まったということで、その契約に関する議案を今議会の最終日に上程させていただく予定でございます。それが議決をいただければ、すぐに本契約をしてとり進むということになります。一応、工事期間は4カ月ということで、おっしゃるように10月末を完了予定でございますけれども、できる限り早くするように業者

とは協議してまいりたい。そういう経過をたどっております。

長谷川議員おっしゃるように、早く行動していれば、今年の夏に間に合ったんじゃないかということがございますけれども、やはり国の補助金の確約と申しますか、確定を持って行動したいということもございましたので、どうしても昨年12月から動き出したということがございます。

補助金の確定がない間に動いた場合に、補助金の採択がされない場合もございますので、その辺を慎重に対応したということがございます。常に慎重かつスピード感を持って仕事をしておるところでございます。

また、一中、二中の外壁どうやって、見たことあるかということもございますけれども、大変汚れております。承知をしておるわけがございますけれども、今後、いずれ大規模改修も必要になってきますので、その辺も含めて改修をしてまいりたいというふうに考えております。

また、学校訪問につきましては。随時、月何回とかいう形じゃない、随時訪問しておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

2点目の熱中症対策ですか、それは部課長でよろしいですか。

(「結構です」と言う者あり)

○教育長（竹林信也） 以上でございます。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 私のほうからは、豆山の郷の浴室についてお答えさせていただきます。

年明け早々ですね。1月23日から6日間、また3月13日から6日間、これについては、1階の給湯配水管の漏水がございました。そのため、12日間の休止をいただいております。また、4月13日より現在、約2カ月になるんですけれども、これにつきましては、設備の不具合といったことで伺っております。

状況については、不具合が生じましたら、もちろん私のほうもその都度現場のほうへ行きまして、どの箇所であるか、どういう状況であるかというのはその都度確認をいたしておるところでございます。

現在については、先ほどお答えしたとおり、一般浴室、これについては休止を行っているという現在の状況でございます。現在、不具合を特定するための調査を行っております。

中央監視盤で熱源設備、または各施設に分電盤及び制御盤というのがございまして、その辺の不良ではないかということで、中間の報告ということで承っておりますけれども、特定するまでには至っていないというような状況でございます。

金額等を把握しているのかというところにつきましては、先日の委員会でも質問ございまして、その都度、補修を有する箇所、これについては約2,500万程度の見積もりが上がっているというのが今日までの状況でございます。

それと並行しまして、既に19年という年月が経過しておりますし、経年劣化というところも進んでいるという状況も把握しているわけなんですけれども、それらについて、例えば、大規模な改修、これも必要ではないかというのを考えまして、その辺の調査も並行して行っておるところでございます。

メンテナンスに問題があるのではというところにつきましては、この施設、設備の運行につきましては、ヒーターであったりとかろ過機、またはそのほかのさまざまな設備の機器を連動させる必要というのがございますので、これらの設備のエンジニアの運転作業を統括する技術の責任者が必要と考えてございまして、現在、その責任者が所在する業者のほうと委託契約を行っているところございまして、この辺につきましては、ご理解をいただきたいというように考えております。

以上でございます。

○教育部長（上村欣也） 議長。

○議長（杵本光清） 教育部長。

○教育部長（上村欣也） 私のほうから、今後の小中学校の教育について、小中一貫教育については、先ほど町長のほうからビジョンを言うていただきましたので、私と教育委員会としましては、これから令和2年度に二小と三小が統合いたします。私どももその先、5年、10年先を考えまして、既に生徒数、クラス数の推移、そういうことも考えております。その中で町長、先ほど申しました連携型の教育、一貫教育、それを進める方向でいろいろと検討を重ねていこうと考えております。

次に、エアコンの7月から10月の4カ月間についてどういう応急措置を講ずるのかというご質問だったと思います。

それにつきましては、まず教育委員会としましては、29年度に暑さ指数、WBGTという指数がございしますが、それをはかる計器を各校に2台購入し、屋外活動とか日差しの暑い教室とかに入れて、その危険度数いうんですか、そういうのをはかりながら、学校、暑さ対策

しておりました。

しかし、昨年度、ちょっとある学校でちょっと熱中症が出て救急車で搬送されたということを受けまして、各学校にミストつきの大型扇風機2台、それと大型冷風機を1台、各々の学校に設置させていただいております。現在も、今年も体育館の前とか、登校したときの際、下校の際の下駄箱、ああいうところとか、その各学校によって、その場所、地域によって場所が違いますけれども、学校の判断で設置し対策をしていただいております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問、何から聞いていきたいか、ちょっと混乱してきましたけれども、まず、町長に小中一貫校とか今後の5年、10年後のスキームをまず考えていただきたいんです。小中連携はわかりますけれども、まず今、町の財政状況を一番知っているのは職員の方々ですし、町長ですから、町側がまず財政状況を分析していただいて、小中校を4校運営いうか維持管理費が前回で、ごめんなさい、25年度の1回目の特別委員会の総会では、グランドデザイン的なあれで約1億円ぐらい、5校で維持管理費かかると、3校にしたら7,000万ぐらいには減りますと、3,000万セーブできます、そういう試算があったと思うんですけれども、それを考慮にしてちょっと申し上げたんですけれども、どのような4校でいったら約8,000万、1億円、通常の維持管理かかりますよね。そういうことも含めて、5年後にはどうするかということもまず、小中連携はこの1年、2年のことだと思うので、これは枝葉のことだと思うんです。まず、町長としては、新町長としては、どのように教育のスキームを考えるか、ビジョンをまず出していただいて、グランドデザインを出していただいて、それを議会とともに、住民とともに、今度決めていくという段取りをしないとイケないと思うんですよね。そこをちょっと考えが私と違うのかなと思うております。私が言いたいのは、そこです。

まず5年、10年後に小中一貫校に持っていくか、中学校を1つにして、今、少子化がひどいです。クラブ活動もできない状況ですから、クラス替えもできない状況になるかもわかりませんから。1つの中学校に統合して、子供をできるだけ特色のある教育をして子供の成長することに期待しています。そこはビジョンをもう少し出していただかないと、英語が始まりますとか、それは枝葉のことですから、英語とかいうのもスキームですから、もう

手段ですから、まず子供たちが考える力、教育の原点をやっぱり基礎学力をつけるということが必要だと思いますので、そこら辺をもう一度、清原町長、考えていただいて、早期に再編、スキームの検討委員会を立ち上げていただきたいと思います。それはあらゆる面、財政から子供の数、地理的な点で、そういった面を含めてお願いします。

次、エアコンにつきましては、教育長のスピード感とかそういうのよくわかりました。実は、7月1日に稼働するなら今年の8月、9月にどういう対処すればいいかということのを逆算して考えておられたのか、まず。よくわかります。国の交付税は10月15日に閣議決定しました。そして、12月17日にエアコン設置の設計費の予算を議会で承認しました。3月に本工事のあれをやって繰越明許になっております。そういったことを考えたら、おのずから7月には間に合ないというふうになりますよね。それをどういうふうに、教育長として、教育長がエアコン設置、現場でつけるというんじゃないんです。どういうふうにタイムテーブルをつくって、工程表をつくってどうするか。

それと1つ、交付税も今回の空調機器の特例交付税じゃなくて、まだ調べれば公立学校施設整備、何だか期成会とか何かでやる、という交付税も方式ありますよね。そういうところも、ほかの市では採用していますよね。そういうのをもっと広く情報を集めていただいて、何とか方法、それと工事の方法なんですけれども、今回は、今回もそうですけれども、設計して、本体の工事の金額を出して本工事入札と、分離していますよね。間に合わせるんだったら一括方式というのができるじゃない。デザインとビルディングと、DB一括方式もあるんじゃないかと。そのときには一緒の方法だ、プロポーザル方式、各そういうエアコンだったらエアコン業者の大手さんここにプロポーザルを出していただいて、提案していただいて、それを採用する方法もあったんじゃないかなと思います。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、残り1分です。

○7番（長谷川伸一） そういう点も含めて、今後、教育行政に携わっていただきたい。あと時間少ないので、申しわけないですけれども、あと豆山財政の件については、もうやっぱりお金がかかるということなので、総合的にどうするか、まず町側として決めていただいて、それで議会にも諮っていただくということをお願いします。

最後に、9月の定例議会の一般質問は、財政問題に集中して一般質問させていただきます。9月決算書も出ることで、30年度の決算書も出ますので、それをよく精査した上で一般質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 5年、10年のスパンで見た、そういう河合町の教育のあり方について再質問していただきました。

確かに今おっしゃっていただいたように、これからどうしていくのかというビジョンはやっぱりつくっていく必要があると感じております。ただし、教育につきましては、河合町の教育総合戦略会議ですかね。教育委員さんも入っている、そこでずっと長年というか、今練られております。だから、そういう中できっちしどのような形で河合町をしていくのかなということを検討してまいります。

小中一貫校で、学校数を減らしたら確かにお金の部分では置いてくる部分もありますし、また子供たちにとってメリットになる部分もあります。一方、ある町の教育長ともヒアリングできました。そこは、小中一貫校はしないということで今やられています。いろいろなメリットがあるということはデメリットもございます。そういうところもちゃんと河合町の地域性としてどうなのか、そういう部分もしっかり加味させていただいて、ビジョンづくりしていきますので、その点をまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（杵本光清） 教育長。

○教育長（竹林信也） スケジュールを逆算して7月ぐらいから動いていたらよかったんじゃないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、国庫補助金の内示が12月でございましたので、そこから動いたということでございます。

ほかにも補助制度があるんじゃないかということでございますけれども、これは特例交付金でございますので、今年度限りかもわかりませんが、通常の補助制度、学校施設環境改善交付金というのがございますけれども、これも例年、4月ぐらいに計画書を提出して、次年度の計画になっておりまして、1年送る、こちらのほうは内示が翌年度の4月中旬ぐらいになる。もっと遅くなるということでございます。

だから、今回この特例交付金のほうで申請をさせていただいた、補助金の確定を持って行動したということでございますので、よろしくお願ひします。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 浴室について今後どのように行うのかというところでお答えをさせ

ていただきます。

一般浴室、これにつきましては、基本的に今日まで豆山の郷運営協議会のほうを開催しまして、今後の方向性、これについて協議を重ねてきたところでございます。その中で、現在、主な意見としては、週3日ほど営業してはどうかとか、できれば続けてほしいというような意見がおおむねになってございます。現在まだ審議継続中でございますので、決定に至ってございませんので、今議会において関係予算については見送ることとなりました。

館につきましては、先ほどお答えしたとおり、既に19年という年数が経過しておりますので、経年劣化というのが進んでいる状況です。したがって、大規模的な改修であったりとか、リニューアル等も必要と考えますし、それらに対応すべくきちんとした年次計画も必要不可欠という認識でございます。

また、財政におきましても、少しでも体力をつけておかなければならない状況でもございますし、もちろん住民の皆様のご理解を得なければなりません。あくまでも私個人の考えで申しますと、それら総合的に判断しますと、しばらくの間、休止しなければならないのかなというように、個人としては考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は11時15分からとします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（杵本光清） 再開します。

---

◇ 坂本博道

○議長（杵本光清） 3番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 6番、坂本博道です。

通告に基づいて、4つの問題について質問をさせていただきます。

まず第1は、町営住宅の管理についてです。

町営住宅修繕費問題に関する再発防止検討委員会の検討でも、町営住宅の老朽化の中で今後の長寿命化や建てかえなどを住宅政策の検討が求められています。今後の検討に当たって、転貸し等の不正な入居があれば入居者の権利も守れないこととなります。そのような状況を起こさないためにも、当たり前の管理運営をきちんと徹底する必要があると考えます。

その点で、1つは、町は管理者として転貸しの事例の有無についてはどのように認識しておられますか。

平成27年12月議会で当時の森尾議員の町営住宅の管理に関する質問に対し、又貸し、不正使用について、実態について調査したいと答弁しておられますが、その後の調査の実施及び結果はどうだったのでしょうか。

2つ目に、私自身が経験した事例について、事実の確認をしたいと思っております。

Aさんという方の事例です。なお、個人情報については事前に担当課にお話をしております。

Aさんは、河合町穴闇251番地、泉団地に住んでおられました。平成27年10月ごろに体調を悪くされたときに国保の件で相談あり、かかわることとなりました。その際、五、六年前に大阪から来て、ある人の世話になり、泉団地に入居し毎月3万円払っている。時々家賃の通知が自分と違う人宛てに郵送されてきたが、金額は数千円だったと話をされておられました。その後、事情もあって、平成28年8月に斑鳩町に転居され、そして29年8月、病状が突然悪化をして、突然家で倒れて亡くなっておられます。

このAさんの件について、以下の件について確認をしたいと思います。

1つは、平成28年8月まで泉団地に住民票にあったのは事実でしょうか。

2つ目は、国民健康保険に加入していたのは事実でしょうか。

3つ目に、泉団地に入居者として存在していたのは事実でしょうか。また、正式に入居していたとすると、河合町営住宅管理条例第5条入居者の資格のどの項目に該当していたのかあるでしょうか。

続きまして、転貸しは町営住宅管理条例25条でも禁止をされております。さらに、正規の

家賃以上のお金を徴収し利益を得る。このような行為は明らかに犯罪と思いますが、町としてどのようにこの問題の評価をされておられるでしょうか。

なお、今回の事例については、縦割り行政がもとで把握が難しかったかとも考えます。また、Aさんご本人も亡くなっておられ、損害を請求することができず、3万円を上納していた相手も世話になったからということではっきりとはわかっておりません。現時点ではこれ以上の追求は難しいかとも考えております。

しかし、転貸しと不当な家賃を取っていたのは事実でもあります。転貸しの放置は、今後の住宅政策を進めるためにも支障となります。また、住民に信頼される当たり前の行財政運営の推進のためにも放置できない課題でもあると思います。その実態は、契約者と住民票登録者突き合わせするだけでもかなりの把握ができると思います。また、もし違法がわかりながら、これを放置すれば行政の不作为ともなります。今後の町長の政治姿勢が問われる問題と言えます。その上で改めて、町としてこの転貸し問題、しっかりと調査をし対応することを求めますが、いかがでしょうか。

2つ目に、国保税の引き下げについて伺います。

国民健康保険制度は、住民の命と健康を守る重要なセーフティーネットであります。そして、町自身が実施主体の社会保障の制度の柱でもあります。2017年度の状況で、財形状況資料によれば、国保加入世帯数は2,710世帯、全体の40.4%、被保険者数は4,406人、全体の24.6%となっております。県は昨年度、2018年度から2024年度完成モデルに、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となるように、各市町村に標準保険料率を示して毎年の納付金を請求していただいております。

しかし、実際に保険料率やまた保健事業を決めるのは各市町村であります。住民の命と健康を守る柱である国保制度をよりよいものにするために、町が主体性を持って対応することが望まれます。

それに関連しまして、以下伺います。

1つは、県が示している標準保険料率を実行すれば、2024年度の河合町の国保税の状況は2017年度比で、その増加率、また増加額はどうなる予測でしょうか。また、今後の保険料率改定の計画はどのようにされておるでしょうか。

2つ目に、3月議会で決めた新しい保険料率、資産割を廃止して、所得割、均等割、平等割を変更されましたが、今年度、昨年度、平成30年度比で国保税が増加する世帯、また減少する世帯、また全体の変化はどのようになっているでしょうか。

3つ目には、通告では応能割と書いておりましたが、応益割の間違いです。応益割である均等割、平等割というのは、他の健康保険制度にはない矛盾の多いものであります。特に、均等割、今年の医療分としては1人2万5,500円になっておりますが、まさに人頭税であり、子供が生まれて喜んだら増税になる。こういうもので少子化対策にも逆行するものであると思います。町としてこの均等割のあり方に対する認識はどうでしょうか。

また、河合町の子供の被保険者、これもゼロ歳から15歳としておりましたが、18歳ということで、その人数は何人か。もし、均等割を廃止しようとするれば、財源は幾ら必要かお伺いをします。

また、国保財政調整基金は3億4,000万円となっておりますが、国保会計の2018年度決算見込みとしてはどうなっているのでしょうか。

4つ目に、来年度に向けてぜひこの基金も活用して国保税の軽減のために、そして子育て支援の一環として均等割廃止の検討を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、町財政の現状について伺います。

広報かわい6月号で、平成30年度3月末の財政状況が示されております。正式な決算は9月になるとしても、本年度の財政運営にも影響するものであり、5月末の出納閉鎖後及びこの間3月末の専決処分を踏まえて、以下の点について現状を確認したいと思います。

1つは、町債の平成30年度借入額、そして残高、平成29年度比での増減は幾らか。

2つ目は、財政調整基金の残高は今幾らになっているのか。

以上、2点お伺いしたいと思います。

4つ目は、河合第一小学校のウッドデッキの整備についてです。

河合第一小学校のウッドデッキについて、長年にわたって生徒の立入禁止、避難路として使えない状況が続いておりました。この間、職員やPTAの皆さんの努力で当面の対処がなされてまいりましたが、立入禁止状況は変わっておられません。学校の教室のすぐそばに立入禁止のエリアがあること自体、子供たちに閉塞感も与え、大変異常なことでもあります。かつ安全上も問題であります。事故が起こってからでは遅いことであり、町の教育環境整備の姿勢が問われることであり、早急な対策を求めます。

以上、答弁よろしくお願いたします。なお、再質問は自席から行わせていただきます。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 私のほうからは、町営住宅の管理について、まず1つ目、町は

管理者として転貸しの事例の有無についてどのように認識しているのかとか、調査の実施及び結果はどうかという質問でございます。

町営住宅については、現在、公営住宅139戸、改良住宅96戸の合計235戸を管理しております。

不正使用については、公営住宅法第27条第2項、河合町住宅管理条例第25条の規定で禁止されております。

町営住宅を不正に使用することは、適正な住宅管理を行う上で看過することはできないと考えております。

調査については、毎年の申告による世帯状況、住民基本台帳確認、また聞き取りによる調査を実施して不正使用の実態把握に努めておりますが、全住宅について確実な調査を経ていない状況であり、継続して調査を進めてまいりたいと考えております。

2点目です。Aさんの件についてでございます。

3番の泉団地に入居していた、存在していたのは事実かという質問でございます。

Aさんについては判然としません。

3つ目です。転貸しは町営住宅管理条例25条で禁止されており、さらに正規の家賃以上のお金を徴収し利益を得るような行為は明らかに犯罪と思うが、町としてはどう評価するのかという質問でございます。

公営住宅は、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的により建設された住宅でございます。

そのような行為はあったとしたら、見逃すことのできない事実だと思っております。

4つ目です。住民に信頼される当たり前の財政運営の推進のために放置できない問題であると、町として調査し対応することを求めるという質問でございます。

今回のご質問に関しては、事実関係が特定されず、これ以上の答弁はできかねますが、管理者の立場として、住宅の適正かつ合理的に管理することが当然の職務として認識しております。

不正使用に対しては、町営住宅管理条例第41条による住宅の明け渡し請求を実施するなど、法的な措置も視野に入れ対処していくべきと考えております。

今後も継続して調査を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） そして、私のほうからは、この住宅関係でAさんについての住民票の登録があったのかということと、国民健康保険に加入していた事実はという質問でございます。

議員のこの質問につきましては、個人情報事業に該当することから今回の回答のほうは控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承のほうをお願いいたします。

続きまして、国民健康保険税の引き下げということで4点質問いただいております。順次回答させていただきたいと思っております。

現在、県が示している標準保険料率を実行すれば、2024年の河合町の国民健康保険税の変動はどのような予測かということで、統一する前の平成30年度から統一になっているんですけども、その前との比較ということなんですけれども、平成29年度の国民健康保険者の所得、資格情報をもとに県統一保険料率より試算しますと、平成29年度と比較しました結果、世帯当たりにつきましては1万3,365円、8.26%の増加の結果となっております。ただ1人当たり直しますと7,962円、上昇率は一緒で8.26%ということになっております。この部分については軽減を勘案した金額となりますので、7割、5割軽減の勘案後になっております。

また、今後の保険税の改定については、現在、毎年基金を活用した段階的な税率改正となるように見直しを考えております。現在示されております統一保険料率の見直しがされることが運営方針で3年に一度となっておりますので、それを踏まえて見直しがまたされることも考えられますので、その状況に応じて、今後の、令和6年度の県統一に向けての保険料の税率改定のほうを行っていきたいと考えております。

次に、今年3月に議決いただきました新しい保険料率、税率ですね。によつての平成30年度比で国保税が増加する世帯、減少する世帯、全体の変化はどのようなかという質問なんですけれども、これにつきましては、保険税の試算当時の資料になるんですけども、平成30年11月時点で試算させていただいております。その被保険者に係る情報での試算結果で見ますと、試算世帯数が2,061世帯のうち、減少世帯が762世帯、全体の37%、変更なしという世帯が19世帯、0.9%、次に増加世帯が1,280世帯、62.1%となっております。

なお、増加で一番多い世帯の割合は、年間500円までとなっております、減額も含めて1,151世帯の55.8%、約半数以上となっております。

また、全体での保険税として、1人当たりの平均賦課額を見ますと、改正前では軽減後で見ますと9万6,921円、改正後で見ますと9万6,351円ということで、改正後で約1人当たりマ

イナスの562円の減額という形で全体的で見ればなっております。

次に、応益割はほかの制度にはない矛盾の多いものであるということで、特に均等割については人頭割であり、子供が生まれて喜んだら増税になり、少子化対策に逆行するものであるということで、町の均等割の認識ということは考え方ですね、というご質問なんですけれども、均等割に関する認識なんです。国民健康保険は、医療費の大部分は国・県・市町村等の補助金等と、国保加入者の方の保険税で賄うことになっており、安心して医療を受けられることとする保険制度で、応能割、応益割の両原則に基づいて負担を求める仕組みとなっております。このことから、また疾病等による保険給付は等しく受けられることができるものであることから、一定の受益者負担として、法令の規定上のとおり、応能割、応益割の賦課原則に基づいて保険税を求めることが必要だと考えております。

次に、河合町の子供の被保険者数、ゼロ歳から18歳の人数は何人かということなんですけれども、河合町のゼロ歳から18歳までの国保の被保険者数、令和元年、今年の6月1日現在で見ますと314名となっております。それを廃止した場合なんですけれども、子供さんゼロ歳から18歳までの方に対する均等割の廃止ということでお伺いしていただいていると思うんですけれども、法律上においては、その応益割、均等割の廃止は行えないということになりますけれども、18歳未満の子供さんが314名で、1人当たりの医療分の均等割と後期支援金の均等割の合計が3万5,500円になりますので、それに基づいて、この人数で掛けますと、最大で1年間1,108万4,200円となっております。ただ軽減後、7割、5割、2割の所得に対する軽減後を見ますと、この時点がちょっと今年の3月しか賦課していませんので、データが出ないんですけれども、3月時点の子供さんの状況で見ますと309名、先ほど314名と言ったんですけれども、6月1日はその人数なんですけど、若干落ちて309名で約691万1,000円の、要は費用が、財源が必要と、廃止した場合はという形になります。

今度、次に国保の財政基金は現在3億4,000万になっているが、国保会計の平成30年度の決算見込みということなんですけれども、このことにつきましては、収支については約7,439万4,381円の要は剰余金出るというように試算しております。

次に、来年度に向けての基金の活用として、国保税の軽減、子育て支援の一環として均等割の廃止の検討を進めてはどうかということのご質問なんですけれども、平成30年度にこの国保の県単位化が始まりました。奈良県では、同じ所得、世帯構成であれば、県内の住所地に関係なく保険料水準が同じとなる県域の国保制度の完成を、令和6年度に完成するように目指しております。

この完成に向けて、県が市町村ごとに毎年示す標準保険税率と令和6年度の県統一保険税率を見定めた保険税率の段階的な見直しの実施を進めることとなりますけれども、その見直しに際しましては、一定の基金を活用した保険税の見直しを行うことにより、全体的な保険税負担の抑制を図らせていただきます。

また、均等割の廃止につきましては、国民健康保険税の賦課方式として、応能割、応益割による賦課の原則があり、均等割の廃止を行うことは、制度上行えないことになっておりますので、ご理解のほうをお願いします。

以上であります。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、町財政の現状ということで2つの質問いただいております。

1つ目、町債の平成30年度借入額と残高、そして平成29年度との比較、2つ目として、財政調整基金の残高ということでございます。

まず1つ目からお答えさせていただきます。

平成30年度一般会計の町債借入額は13億9,900万円、対前年度5億300万円増加し、また町債未償還残高につきましては127億5,300万円で、対前年度3億9,500万円増加する見込みとなっております。

2つ目といたしまして、財政調整基金ですが、令和元年5月末の財政調整基金の残高につきましては、平成30年度決算におきまして、基金の繰り入れをしなくても実質収支が黒字になったことから、平成29年度末とほぼ同額の約1億2,100万円となる見込みでございます。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、河合第一小学校ウッドデッキの整備について回答をさせていただきます。

河合第一小学校ウッドデッキにつきましては、12月に職員が一部撤去させていただきました、また4月に第一小学校PTAの方々の協力によりまして撤去をしております。

教育委員会といたしましては、高学年棟の教室北側に設置しているウッドデッキ、現在も立入禁止の看板を張り、進入しない、またできないように安全対策をとっているところでご

ございます。

ウッドデッキの改修工事に伴い、児童たちが安心できるように教育環境を整備していきたいと考えております。

現時点ではございますが、ウッドデッキを撤去したことによりまして、1カ所避難経路を確保しております。

議会の可決後、早急に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、初めに、町営住宅の管理について再質問させていただきます。

なお、町としての認識とか判断とか、また政策的な方向にかかわるようなことについては、担当部長か町長に伺うという形でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほどの課長の答弁の関係で改めてですが、転貸しの問題があるという認識があるのかどうか、ちょっと明確でなかったように思うんですけれども、それについて、担当部長のほうから回答をお願いします。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 今のご質問、転貸しの件でございますが、先ほど課長の答弁にありましたように、調査、実態等をいろいろとしてまいりました結果、今の現在、私どもが把握している名義人と別の名義人というような方が20件ほどございます。ただそれが、転貸しなのかどうかというのは、まだ再調査、これからしていかなきゃならないと思います。

内容としましては、同居人とか継承の承認申請がおくれている方などが多々あると思います。その点、過去の状況からの調査なりを今後進めて、それでなおかつそれでもないということであれば、そういうふうな、今、議員がおっしゃったような又貸しになるのかなとは思っておりますので、その辺の調査を進めていきたいと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほどのAさん事例につきましては、回答できないということは一定理解しながらですけれども、ただおられたこと自体は私自身も国保証の写しとか、関係上持っておりますので、それについては事実だということは言うておきたいと思っております。

から不当に高いお金も取られていたということです。

今の答弁で、町としても調査の結果、20件余りは今の時点でも、該当、突き合わせの上では合わないところがおられるということですが、その方々についても、基本的にはあれですかね、条例に基づく入居手続とかを含めてやられていた、入っておられるということで理解してよろしいんでしょうか。これは課長でも結構です。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 部長が回答しました20名ほどというところですが、名義人の死亡とか、その辺も含めて同居申請が出されていないところもございます。なかなか同居申請を行う際、連帯保証人とかという、そういうところもあれですので、その辺がちょっとかなり難しいというところの方もおられますので、今後はちょっとそれも検討をしていきたいなと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに管理条例上も低所得等貸借の住宅ですので、さまざまな対応できるようにしているのが事実ですし、それはやっぱり必要なことだとは思いますが。ただそういう中で、先ほども言っていますように、転貸しをして、そこでまた不当にもうけていると、こういう事態というのは、その方が正当に入居しておれば、低家賃で入れたものを逆にまた取っているわけですから、そういうことをやっぱり許してはいけないというふうに考えます。

そういう点では、調査も含めて引き続きというんですが、改めてですけれども、この転貸しの問題というのが、当然条例違反というのは間違いないんですが、さらにそのような不正な形で利益を得る、こういうことについて、町として改めてこれを犯罪、私は犯罪ではないかと思っておりますけれども、どのように評価するのか、法令遵守上の課題としてコンプライアンス委員会の担当部長のほうからちょっと見解をご回答願いたいと思います。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） まず、コンプライアンスの向上委員会といいますのは、いわゆる外局ではなくて庁内部組織ですので、そういう意味では、委員会としての意見というものは、差し控えたいと思っておりますけれども、いずれにしても、その条例に遵守するというのは当然のことであって、ここに何ら異論も、私の意見も必要ではないというふうに思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 問題にしているのは、やはり例えば、条例違反にかかわることであれば、それをきちんと職員がそれに基づいて執行しているかどうかということについては、一方では内部の問題にもかかわります。そういう点ではそういうことをもし明らかになったりすると、これはやっぱり新たな問題にもなりますので、そういう点でのチェックはやっぱり必要かなと思っております。

それでは、この件について最後ですけれども、やっぱり改めて町長のほうにお伺いしたいんですけれども、この問題というのは、やはり先ほど言いましたように、今後の住宅政策を検討する上でも、さらには住民が納得できるというか、当たり前の行政を進めていく上でも、やはり先ほど言いましたように、やっぱり放置はできないと思います。

先ほど来、調査も含めてということですが、改めてきちんと、そういう問題については、調査もし、そして必要な対応をとるということで対応していただけるのかどうか、町長としての所見をお伺いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 町営問題につきましては、もし不正使用というか、そういうものが禁止されております。そういうもし課題があれば、コンプライアンス向上委員会も活用しまして、厳正に対処していきたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに、この問題で事例が発覚した際も、先ほどあったように、機械的な対応ではできない場合もあるかと思いますが、やはりそういう不正、不当な利益を上げるような行動があるようであれば、きちんと対処していただきたいと思います。

続きまして、国保の問題について再質問させていただきます。

先ほど課長のほうからご答弁あったんですけれども、改めてですけれども、この世帯数の問題とか、それから軽減の実態ということなんですが、ほとんど余り今年の改定で、例えば、変わってないんだということではあったんですけれども、例えば、今年、ホームページでは今年度の保険料率適用して4人家族の事例が出されております。それでいくと約39万2,600

円になりますよという事例なんです、その事例に対して、去年度の保険料率を当てはめてみると35万2,000円になるかと思います。例えば、4万円余り上がっている、11.5%ぐらい、その世帯上がるような改定だったのではないかと思うんです。ですから、ほとんど変わらないというんじゃなくて、状態に応じてはやっぱりかなり今度国保税の通知が行ったときにえらい上がったというような事例も起こるのではないかと思います。

そういう点では、やっぱり改めてそういうことも起こり得る事例はあるということについてはどうでしょうか、ちょっと認識について答弁してもよろと思います。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 議員おっしゃるとおり、税率改正、資産割の廃止ということで、その応益、応能分を基本的には所得割転嫁というか、そこで数字は同じように持っていつているんですけども、平均では上がらないようにさせてもらっているんですけども、やはり個々に見ますと、資産割ある世帯、ない世帯、資産割の状況に応じて、議員おっしゃるとおり、やはり多く減額で多い方では数十万円、増額でおる方では10万円近くという世帯が当然出てきています。それはまあこの令和6年度に向けて、県の統一保険料率に向けて、やはり段階的な見直しという過程の中で、やはりその辺の部分はちょっと財政の安定化、国保財政の安定化、この高齢化に向けて、その財政責任が県が負うというような法律改正になりましたので、県としては、奈良県は同じ標準税率で住む関係、地域に関係なしに保険料率化、同じようになるという、その段階的なときになりますので、その辺はもう事情に応じては、上がる世帯、下がる世帯があるというのは認識しております。

以上であります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、県の県単位化への動きに関しましては、確かに先ほど来言っていたように、同じ世帯、同じ所得であれば、同じ保険料率水準というふうに言っております。

ですから、そういう点で、一方でふさわしい保険税を集める保険料率を決めるのは、県の国保運営方針でも当然市町村だとなっています。さらに、国会でも共産党の小池議員の追及で、この標準保険料率については、あくまでも目安やと、最後は町が、うちで言えば町が決められるというものであるんですけども、その認識については、今後の政策にもかかわ

りますので、ちょっと担当部長のほうから、そういうものであるということについてはちょっと認識を示してもらいたいと思います。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 令和6年度に県統一化に向けてということで一定ルールが定めておりますので、県のルールに従った形で対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今聞いたのは、独自に決められる制度なのかどうかということをお伺いしたので、言うとおりにしますということでええのかということなんですが、それについてもう一度確認したいと思います。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） いろいろな施策というのがあるかと思うんですけども、それら独自でできるもの、そうでないもの、当然あるかと思っておりますので、その都度、それらについては検討していきたいというふうに考えます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先日の臨時議会の際に、この件について課長のほうに聞いたときには、当然制度上はできませんという答弁をされておりました。ですから、この今、部長が言われたのはできるもの、できないものを聞いておるんじゃないかと、保険料率を決めるのは町独自でできることなのかということをお伺いしているので、それについてもう一度明確に言うてほしいと思うんです。認識がないのであれば、そういうふうに言ってください。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） それにつきましては、詳細、私、そこまでちょっと認識しておりませんので、担当課長のほうよりお答えをさせていただきたいというように。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 今、議員おっしゃっているとおり、賦課権というのはまだ市町村に残っています。ただ県は、その国のほうも県のモデル地区について、今後その統一保険料率というのも一定の理解を示されている中で進めていかれる部分も、そういう記事もち

よっと見たことがあるんですけども、やはり広域連合、平成20年度後期高齢者ができました。その中で地域、住まい関係なしに統一保険料率ということで6年かけて、過疎地域だけはちょっと特例がありましたので、6年かけて統一図っておられます。また、全国健保協会さんにつきましても、県内統一保険料率ということで、奈良県もその状況を踏まえて、財政はみんなで県内の医療は全員で賄っていこう、同じ保険料、どこに住んでも地域格差をなく、そういうことで、それはもう39市町村合意のもとで進めてるということになりますので、やはり本町としましても、その件、単一化、都道府県化になった考え方をもとにその辺は順次準じた形で統一を目指していきたいと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 改めてですけども、先ほど部長のほうは、自分で決められるかどうかもよくわからないということで答弁されたんですけども、この問題については、そういう答弁では絶対にだめだとは思いますが。これ政策決める上で、例えば、この分、均等割廃止を通してずっといろいろな動きが実はあっちこちで起こっております。それがそもそも制度上できるのかどうかについて見解を持たない段階ではだめだとは思いますが。そういう点では、改めてできるということで確認をしていきたい。

ただもう一点、さっき課長のほうからは、制度上均等割廃止はできませんということをおっしゃってございましたけれども、多分、この上牧町はこの4月から始めております。全国でもそういうところ幾つも出ております。何に基づいてできないと答弁したのか、お答えください。部長のほうから先、方向性については確認をしたいと思っております。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 先ほど課長のほうからお答えしたとおり、制度上、均等割という廃止、これらについてはできないということをお答えさせていただいたところですけども、近隣町において、課税を行った上でお子さんの均等割分を減免されるというところについては承知しているところなんですけれども、これらによる、それぞれの施策があるかと思うんですけども、これらについては、県の保険指導課におきまして、好ましくない施策と指摘されたということをおっしゃるので、まずはその旨をお伝えさせていただきたいというふうに思います。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 私のほうからお答えさせてもらった廃止できないということなんですけれども、均等割につきましては、応益応能割の原則ありますので、所得に応じて、あと世帯、入っておられる方の定額でいただくというのは、これは地方税法、うち税方式とっていますので、地方税法のほうでなっています。ですので、廃止という意味では、課税の賦課方法としては均等割をはなから条例から抹消する、根拠としてなくすという意味でお答えさせてもらっていますので、上牧町さんが具体的にはされている部分というのは、廃止じゃなしに一旦賦課された後の減免措置ということになりますので、廃止はできないというお答えさせていただきました。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） まず、部長の答弁で時間とられるとかなわんなんですけれども、国保の県の運営方針の中にも、県の役割は標準保険料率を示すということなんです。それを決めるのは市町村なんですよ。ですから、明らかに市町村が決められることは決めるんだということとはしっかりと認識してもらわないと、今後の運営ができないんじゃないかと思います。

それからもう一つ、課長が言われたことは一例あります。応能応益は50対50で分けるようになっています。ですから、応益のほうで全てなくすということは、そういう表現はできないです。確かに上牧町も減額というふうになっています。ですけれども、だからそういう点では、その意味合いとして私も今使っているつもりですが。だから、できることはできるということを前提にして考えていただきたいと思っております。

その上でちょっと若干時間がない、滞納問題についてちょっと確認したいと思います。

今のちょっと河合町の世帯の状況の中で、さっき世帯数とか被保険者数出されたので、もう一度、それと比較書、それからとめ置きされている分、それともう一つは、子供の保険証ということで資格証対応になる場合、18歳の3月31日までは保険証を出せと、国ではなっております。それぞれどれぐらいの人数がおられたのか、ちょっとわかればお願いしたいと思います。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、また世帯数のほうですけれども、これも令和元年

6月1日時点で2,616名で、住基割合に示す33.44%が国保世帯となっております。被保険者数につきましては4,248人、住基割合で見ますと24%というようになっております。資格者証の交付なんですけれども、資格者証のほうは交付はゼロという形になっております。短期者証の交付状況なんですけれども、直近の令和元年6月1日時点でちょっと確認させていただきました。その中で44世帯の89人という形になっております。

将来のために、議員のとめ置きとおっしゃっているんですけれども、更新できていない世帯、人数なんですけれども、これも6月1日現在で46世帯の56人になっているんですけれども、ただこの46世帯で56人につきましても、たまたま更新来られてなかって交付実績はあって、その期間、調べた期間だけちょっと持つておられない状態になっているという形になっておりますので、あくまでもそういう形でご理解をお願いしたいと思います。

18歳未満の被保険者に交付された被保険者の実績なんですけれども、平成29年度17世帯の28人になっております。平成30年度なんです、これは現時点の5月末で見ているんですけれども、13世帯の19人の方に対しましては、納付確認できていないんですけれども、18歳未満の方で6カ月証という形で交付させていただいております。

以上であります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） やっぱり改めて、均等割の減額ですね、この件についてはぜひ特に子供のことについてはぜひ検討をいただきたいと思うています。というのは、国保で最近では、先ほど言われたのは子供の被保険者証、18歳まで出される方がすぐにそうですけれども、利用者によっては、少人数のため、健保に入れずに国保でというようなところもございます。そういう点で言えば、この国保についてのとりわけ均等割の部分を減額するということができれば、やはり相互でいつも一定の役割を担えますし、それから同時に子育て支援という点でも、その役割となるし、またメッセージ性もあるかと思えます。

財源としても、先ほども言ったように、基金が今は使えますので、それを全額使っても、先ほど全部、先ほどの課長の答弁で、均等割部分の子供の分だけ全部やっても1,100万ぐらい。ただし、法的軽減がありますので、実際料は600万余りになります。ですから、ぜひこれは3億4,000万あって、今度7,000万の黒字ということですから、一定程度は積み上げと思うんですけれども、そういう点ではぜひ来年度に向けて検討していただきたいと思えますが、その件について、ちょっと今の議論も含めて、町長のほうからちょっと所見をお伺いし

たいと思います。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 今、議員というか意見言っただけに、減額のほうにつきましては、一定の基金を活用して見直していくっていう、そういう作業は行っていきたいと思えます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 県単位化については、町がもともと出している計画では、2年に1回上げるみたいな方針になっておりますので、ちょっとそれについては、ぜひ先ほど言ったように、いろいろな影響を与えてきますから、慎重にかつ一方で納付金は納めんといかんので、それは納める、そういう中で独自に考えて、独自のやっぱり保険料率設定のために努力していただきたいと思っております。

では、3点目の財政の問題についてお伺いします。

先ほど5月末の発行分の基金については1億2,300万でよかったかな。ですけども、ちょっともう一度すみません。残高が結局それで幾らになっているかということについて、ちょっともう一度、今年度、5月末の段階でお願いしたいと思えますが。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 財政調整基金の残高が約1億2,100万円ということでございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員、残り1分です。まとめてください。

○6番（坂本博道） 地方債のほうです。地方債の残高です。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） すみません。地方債、町債の残高ということですけども、先ほど申し上げさせていただきました127億5,300万円でございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） なお、今回補正の中で、町長のほうも当然残高や、それから基金状況は考えて出されたと思うんですが、さらに今の状況をどう見られているかという点はちょっと

一言所見をお願いしたいと思います、財政状況について。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 大変厳しい状況は認識しております。ただし、昨年度から答えの出ないやつはすぐに私自身の中でというか、今、町長に就任させていただいてまだ2カ月目ですかね。だから、答えは出せないやつは、ちょっと踏襲させていただきます。ただし、後のところにも出てきますけれども、一小のデッキなり、子供たちのそういう命、安全にかかわる部分については、予算に計上させていただきました。そういう部分でしっかり財政健全化というのは進めていきたいと思えます。

また、午前中の議論というか質問にもありましたように、公共施設も含めまして、もう全ての点でちょっと見直ししていかないと、その部分だけ取り上げて、それをどうするかできませんので、その全体の中できっちり、今ここに示しましたように、そういう残高の部分も頭に考慮しましてやっていきたいと思えます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 最後のウッドデッキについては、再質問ありません。非常に厳しい枠ではありますけれども、ぜひいいものを実現してほしいと思っております。

ただ補正予算でわかっておるんですけども、全体の予算の補正の中の1つということになりますので、その対応については苦慮しているということは一言申し述べて、私の質問は終わりたいと思えます。

○議長（杵本光清） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からといたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時26分

○議長（杵本光清） 再開します。

---

◇ 梅 野 美智代

○議長（杵本光清） 4番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。

今回の改選におきまして、多くの住民の方々の信任においてこの場で意見を述べさせていただく機会を得たことに感謝を申し上げます。これからも一人一人の皆さんの声を届けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その中の一つとして通告書に基づいて質問いたします。

先ほどの佐藤議員の質問にもありましたが、町内巡回ワゴン「すな丸号」の運行について。

高齢者による交通事故が問題視される今日、町内においても運転免許証の返納をされる方が増える中、多くの利用者より運行の改定を求められる声が寄せられています。河合町内では公共交通としてすな丸号が2台巡回しておりますが、2年前の改定で台数、ルート、停留所が増えたにもかかわらず、住民の要望に答えられていない現状があります。

改定前の平成28年度すな丸号では、1台当たりの1日平均利用者数が35.6人であったのに対し、改定後の平成29年度すな丸号では2台合わせた平均が39人、ルートによっては差はありますが、概算すると1台当たり20人の利用者、30年度は2台で平均45人、1台当たり22.5人の利用者がありました。改定により、1日5人前後の利用者が増えたとはいえ、台数、ルート増加による運行費用を考えると、マイナス面が多いように感じます。また、1年を通して1便当たりの利用者が1名を切っているルートも存在し、誰も乗せていない状態での運行時間が非常に長く、1,000万円以上の予算を投じて運行しているすな丸号であるだけに、経費の無駄が感じられます。

また、実際に日常的に利用している方からは次のような声を聞きました。イオン西大和店に買い物に行く場合、1便の9時55分に乗車し、10時10分に下車、その後約1時間半ほど買い物し、2便の11時42分に再び乗車、豆山の郷に11時58分に到着。しかし、その後最寄りの停留所に戻るには、3便の出発を買い物袋を抱えたまま1時間以上待ち続けることになるのでした。

また、後の質問にも出てきますが、喫茶コーナーキャロットがなくなった今では、なお不便としか言いようがありません。これはあくまで一例にすぎませんが、今現在の時刻表を見

ると、他の大字においても同様のことが起こっていることが予想されます。

このように、改定から2年が過ぎた今、さまざまな問題点が明確になりつつあり、利用者のニーズに合った走り方を検討し直す時期に差しかかっているように思います。この2年間の実態をいま一度調査していただき、住民の需要に合った運行ルートや時刻表への改定を求めます。担当課、各大字自治会の代表の方には、現在のコース、時刻表を見て回っていただいた上で、大字住民からの声を拾い、それを持ち寄っての検討会を開いていただきたいと思います。一人でも多くの方が積極的に利用したいと思えるすな丸号の実現に向けて、一日でも早い見直しをお願いいたします。

2点目は、総合福祉会館豆山の郷軽食コーナースペースの利用方法について。

平成31年3月末に豆山の郷キャロットが閉店したことについて、多くの利用者より憩いの場を復活してほしいとの声をお聞きします。今後の施設活性化のためにも、残されたスペースのよりよい活用を望みます。後の利用方法についての考えをお聞かせください。

以上、2点です。再質問については自席にて行います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からすな丸号の運行に関するご質問に対しましてお答えいたします。

すな丸号の現在の運行ルートにつきましては、各地域の総代、自治会長様、各種団体の皆様、交通事業者などの協議により固まった素案、これに議会からのご提案いただいた停留所を加えて決定したものとなっております。

町といたしましては、これまで細かな改善などは実施してまいりましたが、現在の形での運行開始後約2年の期間が経過しており、議員ご指摘のように、利用者が極端に少ない停留所があるなど、新たに解決すべき課題も生じており、その配置を見直すなどの大がかりな改善にも取り組む必要性を感じているところです。

運行ルートの変更などにつきましては一定の時間を要するものでございますが、これまでの利用実績に基づき、その原因などを調査、分析などから始めてまいりたいと考えております。

利用者ニーズを把握した上での改善をとのご提案でございますが、定時定路線運行という形態である以上、どうしても一人一人のご利用希望時刻と運行時刻が合わない、また電車やバスなどとの交通結節、そういったことにも限界がありますが、可能な限りの利便性を向上

させることについて、多くの方のご意見を賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○高齢福祉課長（松村豊範） 議長。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 私のほうからは、豆山の郷軽食コーナースペースの利用方法についてお答えさせていただきます。

障害者の事業所として入っておった喫茶キャロットがこの3月で撤退をしたというところでございます。今後の活性化に伴う後の利用につきましては、町再生総合戦略の重要項目の一つである絵本図書館を検討しています。運営形態のイメージとしては、ボランティアを活用して喫茶コーナー等機能を持った憩いの場を提供できればと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 昨年的一般質問の回答では、ホームページなどで住民の皆さんから意見募集を行い、前向きに進めていくとのことでしたが、どのようなことをされましたか。お聞かせください。

○議長（杵本光清） 梅野議員、どちらの質問でしょうか。

○3番（梅野美智代） すな丸号です。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すな丸号の運行に関しましてホームページ上での意見聴取ということですが、現在のところ実現できておりません。これは単に自由意見だけを募集するよりも、一定の運行形態などの例をお示しした上での意見もあわせて募集したほうがより多くの方にお答えいただけると思われること、また、その意見を受けて我々が後々の分析などに有効になるんじゃないかと考えておりますので、先ほど午前中に佐藤議員の答弁させていただきましたとおり、現在県内の事例などを集め、準備しているところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。一日も早く実行して前向きに進めていただけ

るようお願いします。

はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） すみません。絵本図書館の件なのですが、どのような内容のものなのですか。また、喫茶コーナーについてはボランティアに入っただけの方は決まっておられるのですか。今までのように事業所と契約するという案はないのですか。お聞かせください。

○高齢福祉課長（松村豊範） 議長。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） まず、1点目でございます。絵本図書館とはどんな内容というところなんですけれども、出産を控えた母親、乳幼児を育てている方を対象とした児童書や絵本等の関連図書を整備して、これらの方が気軽に集い、交流できる場として豆山に絵本図書館を設けるといった内容でございます。

もう一点です。ボランティア及び事業所との契約については、現時点では決まっておりません。また、ボランティアの募集につきましては、幅広い方法で考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、社会参加活動を活躍の場所となるように多方面から募集していただきたいと思います。

はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 豆山の郷のホームページに掲載されていますように、子供から高齢者まで町のみんなが楽しく一日を過ごせる河合の家です。より一層よいものとなるように期待しております。

これで私の質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（杵本光清） 5番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

（13番 谷本昌弘 登壇）

○13番（谷本昌弘） 議席番号13番、谷本昌弘、通告書に従いまして次の質問をさせていただきます。

大きく①借金時計の設置についてでございます。

河合町の財政の悪化は今や県下に広く知れ渡り、県が発表する資料などを見ても悪化の一途を辿っているのが現状です。将来負担比率219.1、意味はローン残高や債務保証額は大き過ぎないかという意味でございます。県内39自治体中39位で、奈良県では最下位。全国1,741自治体中1,740位と、これも下から2番目。最下位は北海道夕張市でございます。また、経常収支比率、意味は給与で生活費が賄えているのかという意味でございますが、これも100を超えて103.2、もはや借金生活になり、奈良県町村では最下位。いずれも病気で言えば要治療を超えて重症に陥っているのが現状です。にもかかわらず、住民の方々や町職員にも余り危機感は感じられておりません。

今や町の基金はほとんどなくなり、130億円を超える町債残高、借金ですね、あるのが現状です。人口1万8,000人弱で130億円もの借金、しかも今後も増加の要因がたくさんあります。例えば、認定こども園の開園とそれからの運営、水源地タンクの解体処分、県水道引き込みの分担金、水道会計への返済金、老朽化した下水管の入れかえ、公共施設の手入れなどなどたくさんございます。今もしも予期せぬ大きな災害が発生したらどのように河合町は対処するのでしょうか。思うだけでもぞっとします。

預貯金なしでどのように返済していくのか。今幾らの借金があり、毎年幾ら返済して、残りは幾らになるかなどなど現状の河合町を知っていただくためにも、一目でわかる借金時計の設置を提案いたします。

夕張市の借金時計は有名です。夕張市の市債の状況を住民にわかりやすく知らせるために、市債残高の見込み額を時計の形であらわしたものがこの借金時計です。負債353億円の借金で財政破綻をしてから、徹底した事業の見直しと儉約を行い、わずか12年間で153億円もの返済をし、残り200億円を切ったとまで最近話題となっております。ぜひとも河合町もこの

手法を取り入れ、官民一体となって今取り組むべきと思っております。

大きく②釘池テニスコートの鍵の受け渡しについてでございます。

現在は釘池テニスコートの鍵の受け渡しはスポーツ管理棟1カ所で行われております。この業務を西大和出張所でもできないものかと思っております。2カ所になれば、利用者にとっても何かと便利のように思います。

あとは自席にて質問を行います。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の借金時計の設置ということについてお答えさせていただきます。

本町ではこれまで計画的に施策や事業などを実施してきたため、今が一番厳しい状況になることは想定をしておりました。しかし、景気低迷の長期化や人口減少などによる町税や地方交付税が予想を超えて減少していることで、町の財政は一層厳しさを増しております。

このような状況の中、住民の皆様のご理解とご協力なしに健全な財政運営を行うということは困難なため、できる限り財政情報を共有する必要があると考えております。そのため、ご提案いただいた借金時計の趣旨を踏まえて、今後も町の財政情報などについて町のホームページ、広報かわいを通じて、よりわかりやすい内容になるよう心がけて作成するとともに、特に住民の皆様の関心が高い町債残高や財政関係比率などにつきましては、今まで以上に公表してまいりたいと考えております。

さらに、町職員につきましても全ての職員が厳しい財政状況を確認し、情報を共有することが必要であることから、当初予算編成時や決算時だけでなく、あらゆる機会を捉え町財政の状況について周知を図ってまいります。

今後も職員一人一人が全ての事業について、コスト意識を持った効率的な事業執行を徹底するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○スポーツ振興課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（杵本光清） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（中野典昭） すみません。

釘池テニスコートの鍵の受け渡しの件について回答をさせていただきます。

議員がおっしゃる西大和出張所で鍵の受渡業務をできるかどうかという件に関しまして協

議いたしまして考えていきたいと考えております。

また、西大和ニュータウン内には他の施設もございますので、利用される方々の負担をなくすという観点から、今後前向きに検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） まず、テニスコートの鍵の受け渡しの件を、それほど鍵の受け渡しの業務、仮に今現在は1カ所でやっておるわけですが、これを西大和出張所のほうに1カ所増やしていただいてもそれほど難しい業務とは思いませんし、またほかの業務に支障を来すほどの鍵の受け渡しに関してはそれほど業務時間もかかるものとは思われません。ぜひとも西大和の出張所で鍵の受け渡しをできるように、ひとつ前向きに検討していただきたいと思っております。

ご存じのように、釘池テニスコートはニュータウンの方がほとんど利用されておられる方が大変多くございます。河合町のわざわざニュータウンの方が鍵を借りるにもスポーツ振興課、また返済するにもスポーツ振興課、わざわざ遠いところまで借りに行ってまた返済する必要もなく、ニュータウンでその返済業務ができるのであれば、それは使われる方にとっては非常に便利で、また喜ばれるものではないかと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいものです。

それと、あと1点の借金時計ですね。財政のほうは年々悪化していくと。そしてまた、世の中が思うように好転しない。それにつけ財政の収集が悪くなって、考えていた当初より思うように財政が好転しないというのが河合町の答弁でございますが、この人口1万8,000人弱で130億もの町債残高ですね、額としては大き過ぎると思われませんか。今現状でどのような判断をしておられましょか。お聞きいたします。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 議員ご指摘のとおり、借金残高、町債残高というもの、かなりの額に上っております。ただ、これにおきましては過去からいろんな施設を整備させていただきましたその財源として活用させていただいた地方債の残高、あるいは直近では第三セクター一等改革推進債、公社の解散に伴うその借入金の補填という形で借り入れたものでございます。

いずれにせよ、その当時において必要であるということで議会にも諮らせていただきました

て、議会の承認も得ながら進めてまいったものでございます。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、当然借金の残高を住民の皆様には周知をすることを徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 私が質問しておるのは、この1万8,000人弱の人口でこの130億もの町債残高ですね、これが大き過ぎるか、あるいはまだまだ余裕があんねんと。いや、これはもうこれ以上大きなたらぐあい悪いとかいうふうな判断を私は聞いておるわけです。河合町にとって現在130億という金額ですね、この借金は大き過ぎんのか、あるいはまだまだ大丈夫やと。これぐらいやったら余裕持って返せるというふうに判断しておられるのかを聞いておるわけです。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。河合町の規模に対して大きいかどうかということにつきましては、先ほど申しましたように整備させていただいた施設等の状況とあわせて考えるべきだと考えております。ただ、130億という残高があるのは事実でございます。これにつきましては当然財政指標等鑑みますと、他市町村の比較においては非常に悪い状況にあるというのは認識しておるところでございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 今130億強という町債残高があるわけですが、私今読み上げたように、これからですよ、これから認定こども園の開園と、そしてまた運営、そして水源地のタンクの解体、県水の分担金、水道会計の返済金、老朽化した水道管の入れかえ、公共設備の手入れなどなど、これから資金の投入するところたくさんあるわけですね。それに河合町の現状、経常収支比率103を超えております。この100を超えるということは、既に入ってくる給料で生活ができないと。103という数字は、100を超えているということは何をやるにしても全て借金で賄わなければならないのが現状なわけですね。今現状は、そやから130億という借金ですが、これ恐らくここ四、五年の間では、予想とってはこれはこういう場所で使うべき数字ではありませんが、近い将来150億ぐらいにはすぐになるろうかと思われるような金額です。河合町が150億というような債務になった場合、皆さん方これは本当に大変な状態でございます。夕張市、人口12万人で350億の負債やったわけですね。それで財政を破綻しておるわけで

す。12万人の人口で350億の債務で破綻しております。それにかえて河合町1万8,000人で150億、余りにも私この数字は大きな数字、危険な数字やと思っております。今本当に住民と行政と一体となってこの借金の返済を早急に取り組みねばあかんと思っておるようなのが現状です。

そこで、1つ町長にお聞きいたしますが、町長の選挙公約のマニフェストの中に、夕張市のQRコードですね、借金時計のQRコードから私参考に借金時計のあれをしておるわけですが、その町長のマニフェストの中に、成果を上げる夕張市の財政再建をお手本に経費削減や諸事業の再点検や見直しに着手しますと書かれてあります。今回の6月議会の中身にどのように見直されておるのか、お気づきの点があればお願いいたします。

それと、もう1点、企業誘致セールスリーダーや空き家活用移住相談員を選抜するとありますが、これらも具体的に話は進んでおるのか、この2点少しお聞きいたします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 今議員のご指摘があったようにというか、公約の中にかどうかマニフェストの中に入れさせていただきました。借金時計とかそういうものにつきましては、ちょっと町民に安心していただけるようなそういうものは考えていきたいと思っております。

それと、2つ目になりますけれども、財政健全化していくための方策なんですけれども、6月の補正予算につきましては午前中も申し上げましたけれども、一応骨格予算プラスというのか、今まで答えが出せなかった部分に対しては踏襲させていただいたことと最低限子供たちのそういう教育、それから安心安全にかかわることについて予算をつけさせていただいた次第です。今年中にかどうか、公共施設を含めまして今役場の中でもちょっと指示を出しているんですけれども、公共施設を含めて全ての全体で見直しプランという、そういうのを作成していきたいなということを強く思っております。その中で、収入を増やしていく部分、それから歳出をカットしていく部分、そういうことを明確にしていきます。ただ、私たち理事者側だけでできませんので、また総代、自治会長さんとかも含めましてタウンミーティングとか、形としてはこれから初めは小学校単位ぐらいになるかわからないんですけれども、よりきめ細かく自分たちがどういうふうにしていくかというそういう政策とか、それから中身についてもお願いしていきたいと思えます。公共施設につきましては継続していく部分、それから廃止というのか、していく部分、それから流用できる部分、それから期限を決めましていつからいつまでちょっとやっぱり辛抱していただくと、そういうような総合的にと

どうか、そういうプランを示しながら全体でというか、行政、それから地域住民の皆さん、それから議員の先生方も協力していただいて改善をしていきたいと思っています。今そういうことで考えておりますので、またご理解よろしくお願いたします。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 6月の補正予算、私も実際町長のマニフェストを見ながら、実際の程度そしたら今現在河合町が行っておる行政に対して見直し、あるいは再検討をどの程度されておるのか、反映されておるのかということも私も期待して6月の補正予算を見ておりましたが、どこがどのように変わっとなんかなと首をかしげてんのんが現状でございます。それよりも、むしろ中身の予算が増えておる場所が何点かございまして、非常に残念やなと思っておるところでございます。その点はこれからまだ町長就任して間もないことでございますので、今後ともどもまたこれから清原町長の手腕を発揮していただきたいと思っております。

それと、もう一点、企業誘致とあるわけですが、企業誘致をしてと言うて企業誘致するというこれは簡単に言えるわけですが、財政がこれだけ厳しくなりますと、来ていただく企業そのものも来んの要らんと。企業が、仮に河合町が企業を誘致する場合、企業側にとって河合町行ったら何かええことあんのんかなとか、こんなええ点があるのか、こんなサービスがあるのかといった場合になったら企業のほうも考えてくれますが、奈良県で最下位の財政、全国で見ても最下位に近い順位、このような財政の中で果たして河合町に手を挙げて進んで来てくれる企業はあんのんかというふうに思ってしまう。企業側にしてみれば、あえてそのような町村になぜ企業が出向く必要があるのかというふうに、企業側としてはそのように考えるのではないだろうか。河合町へ来ていただいたら、これだけの敷地を提供しますとか、あるいはこれだけの税金を免除しますとかいうふうに、企業にとって大きなメリットがあれば河合町に、そしたら1回河合町へ進出してみようかというような企業も触手を動かすわけですが、余りにも現状の財政では河合町にもこのように進んで手を挙げて来ていただく企業というものは、ほとんどないに等しいのではないかと考えております。

どうか今の河合町の現状、大きな債務を抱えておるのが現状でございます。役場の職員の方々、そしてまた住民の方々、官民合わせてこの大きな借金ですね、これを私は一日も早く借金の返済に取り組むべきやと思っております。子供たちや孫たちにこの大きな債務を引き継ぐ、負の遺産を後ろへ引き継ぐということ自体はぜひとも私は避けてほしいと常々私はこの

問題に取り組んでおるわけですが、どうも河合町は借金増えるのは、特に前回の町長も借金増えるの何が怖いねんと、借金増えるの怖がっていて何もできるかと、よう先代の町長はおっしゃっておられました、それは町自体はそれは会社でも同じです。借入金で事業をやり、借りたお金で商売をやりますが、預貯金というものをたくさん持って借金をするわけですね。預貯金がないのに借金だけしてということは、ちょっと余りにも私どうかなと思っておるわけです。

ですから、身の丈相応ということわざがありますように、余りにも今の河合町の現状の借金では行く先々は本当に不安に私は思えてなりません。どうか今官民一体となってこの借金、今年度の借金、来年度には今以上の借金を大きくさせないということを合言葉にひとつ、たとえ100円のお金でも1,000円のお金でも今年より来年度は借金の数が減っているというように河合町の行政を進めていってほしいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

---

◇ 大 西 孝 幸

○議長（杵本光清） 6番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） まず、私が一般質問する前に、一言ちょっと私の質問の内容の状況で説明をさせていただきたいと思えます。

私は5月29日に一般質問を出させてもらいました。その後、6月5日に全員協議会が行われまして、その協議会の項目の一部に私が一般質問する内容の説明がありました。その中で、他の議員さんも質問もされておりましたので、そういう状況も含めて改めて質問したいと思えます。

それでは、議席番号9番、大西孝幸が質問いたします。

私、前回の9月議会のときにこの内容について質問させてもらいました。一部割愛させてもらって内容を少しお話しします。

奈良県では国や県、市町村長で構成する大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会が設立しております。また、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が30年4月1日から施行されています。河合町を流れる大和川でも平成29年10月、台風21号による豪雨で大和川が氾濫危険水域に達したこと、不毛田川の下流で排水ができなくなり、内水が異常に上がった状況など、河合町でも初めて避難指示が発令されました。このような状況を踏まえ、町として内水氾濫について今後どのようにという質問をさせていただきました。その回答が、奈良県と大和川流域市町とが連携し適地に新たな貯水施設を整備し、地域での浸水被害ゼロを目指すものです。具体的な説明方としては、浸水被害が頻発する地域や昨年という説明ですけれども、台風21号で被害を受けた場所などを我々、町が抽出し、設置候補場所として提案し、その提案を受けた奈良県が浸水被害への効果を検証し、優先順位を決め、両者が連携して用地の取得や工事にとりかかるという流れになります。本町ではこれまでに特に内水被害が多く発生している区域にある廣瀬神社の世話人の方々から遊水池整備などに関する要望をいただいていることを踏まえ、廣瀬神社周辺地域を設置候補として提案し、各資料の作成や県と協議を進めているところですよという回答がありました。

この内容について、先日6月5日に説明を受けました。その中で、各資料の作成や県との協議を進めているところですよと回答があったんですが、この件に対して再度お答えを願いたいと思います。

再質問は自席にて行いたいと思います。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、水害対策に関するご質問にお答えいたします。

昨年9月の議会定例会におきましてご質問をいただきまして、その後の経過などに関する件でございますが、本事業を取りまとめる奈良県におきまして内水対策を要望する各市町村から第1次適地候補地の応募を受け、本町の川合地区の3カ所を含めた計21カ所が候補地として選定されたものであります。なお、現時点におきましては、第3次適地候補地の選定がなされ、計39カ所の適地候補地の選定に至っている状況であります。

本事業には、測量業務、用地取得、設計業務、工事施工などの業務が必要となります。今後におきましては、奈良県と本町のそれぞれが実施する分担や費用の負担区分などにつきまして協議を進めてまいります。

また、それらの協議と並行いたしまして、町の費用負担を軽減できる財源の確保に努め、県と本町が連携し順次用地の交渉を進めていくものであります。

以上であります。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この地区、地域が二十数年前ですかね、一度計画が上がって地権者の反対で計画が流れました。そういう経緯もある場所なんですけれども、幸い今回地権者の方が27名ぐらいおられるんですかね。非常に協力的でありまして、進めてほしいという要望もたくさんいただいております。実際私もこの地元消防団時代に内水がたまっていくたびに出動して、時には腰までつかって廣瀬神社の畳を上げに行ったこともあります。今もそうですけれども、大和川の樋門、閉めるかあけるかということに対しても地元の総代さんなり、一緒に見に行くわけですけれども、実際近隣に住んではる方、廣瀬神社もそうですけれども、また長楽、城古も含め、内水について非常に関心を持っておられます。また、天理・王寺線も通る計画もありますし、その辺の部分においても非常に大切な事業やと思っています。

実際この事業自体は県の事業ですから、県の主に負担で行う事業だと聞いています。ただ、県の事業に対しても限度という部分があるかと思えますけれども、現在今の河合町の状況を考えますと、やっぱり県のほうに負担を多く、1円でも多く県のほうに負担をしていただくと、そういう交渉を粘り強くやってほしい。そしてまた、この地権者の方も協力的ですから、一日でも早く前に進めていただきたい。そしてまた、この計画が大きく変わろうとするときは、やっぱり常に議員のほうにも報告していただきたいと、そういう思いで私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は14時30分からといたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時28分

○議長（杵本光清） 再開します。

---

◇ 常 盤 繁 範

○議長（杵本光清） 7番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。  
常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範、一般質問通告書に基づき質問をいたします。  
大きく分けまして3点ほど質問させていただきます。

まず、第1番として各小学校に通学する児童の登下校中の安全配慮について、この件について質問させていただきます。

なお、ご答弁に関しましては河合町町再生総合戦略目標の2番、きずな全ての世代の人々が住みよいまちづくりを進め、その項目に基づいてその項目を踏まえた形でのご答弁を望みます。

では、質問の内容を読み上げさせていただきます。

1番、本年5月28日に発生しました神奈川県川崎市にあるJR登戸駅近くで51歳の男性が私立小学校のスクールバス乗り場にいた児童、教員、保護者らを刃物で襲撃した事件は、児童を含む19名が殺傷され、うち児童1名と保護者1名が死亡した痛ましい事件でありました。また、加害者である51歳男性はその場でみずからの首を刺して死亡してしまい、具体的な犯行理由がわからず推察の域を出ませんが、国全体が抱える社会問題も含めて対策を考慮せねばならない。そういった形で解消しなければいけない。そういった難しい事案と、私見ではございますが、考えます。

しかしながら、この場をおかりしまして、この町内の公立の各小学校の登下校中の安全配慮について、確認も含めて以下の内容を質問させていただきます。

①番、登下校中の安全配慮について責任は誰にありますか。

②番、①番の内容について保護者、児童へは伝達してありますか。

③番、防犯対策としての子ども110番の家、これについて運営の主体はどちらにありますでしょうか。

④番、子ども110番の家の制度と運用は保護者、児童へ誰がどのように説明しておりますでしょうか。

⑤番、他の自治体では、ひまわり110番として商店、事業所にも協力をいただき運用されておりますが、河合町として商店、事業所に働きかける予定はございますでしょうか。

続きまして、2番の項目として、小学校児童の登校時の部団集合場所に至るまでの町道においてのガードレールが、事故によって折損している事案がございました。詳しい内容はちょっと割愛させていただきますが、大輪田駅前の事象でございます。歩道側に折れてしまった状況につき、歩行通過に若干支障がある状況でございました。歩行者としての児童が安全に歩行できることが町道の管理者としての義務であり、改善に努めていると認識しておりますが、小学校、地域自治会に問い合わせたところ、改善の進捗状況については連絡がないと回答がありました。

また、歩道歩行不能の状況も事故の規模によっては今回の事案、予想されます。そういった状況において担当部署で状況や進捗を把握されている場合の、その場合において結構ですので、その場合の情報伝達についての確認を含め、以下の内容で質問させていただきます。

①番、町道の工事について事前通知は行われておりますでしょうか。

②番、またどちらに通知しておりますでしょうか。

③番、突発的な事故による損傷で原状回復の必要がある事案について、進捗状況を含めた通知は行われておりますでしょうか。また、通知がある場合はどちらに通知しておりますでしょうか。

以上の内容を1番の項目として質問させていただきます。

続きまして、2番、河合町防災計画の運用について質問させていただきます。

政府の中央防災会議が継続して開催され、それに基づき防災基本計画が作成されております。河合町としても防災計画の策定が行われ、指針が示されておりますが、庁内各地区の実態に即した計画が立てられているか疑問があります。加えて、実際に運用を想定した訓練の必要性があると考えており、町民として、消防団員として、防災士として、今後、さまざまな質問をしていきたいと考えております。

まずは、今回、以下の内容で質問させていただきます。

①番、地方公務員の河合町職員が消防団員として在籍している人数は何名でしょうか。

②番、①の方々に、防災計画に基づき、災害時に河合町職員として動員される人数は何名になりますでしょうか。

③番、災害対策本部長は町長でいらっしゃいますが、大規模な災害を経験した自治体には、町長とは別に危機管理専門官を置いて、町長不在の場合でも素行する体制づくりが整備され

つつあります。河合町としての計画はありますでしょうか。

④番、災害における避難時の要配慮者をどういった方々で想定されて、人数を試算しておりますでしょうか。

⑤番、災害における帰宅困難が想定される消防団員は何名試算されておりますでしょうか。

⑥番、特に人命救助を円滑に行うため、各戸の、これ、町内に限定させていただきますが、各戸の在宅状況を把握する必要があるがございます。平日、昼間の時間帯とそれ以外の時間帯について、在宅状況の把握調査の実施、その情報取得のための情報管理基準のガイドライン、そういったものの策定等の試みを実施されたことはございますでしょうか。

以上を2点目の質問とさせていただきます。

最後になりますが、3番、河合町職員の勤務環境について質問させていただきます。

町民は、財政健全化の行く末に不安感を持っております。厳しい財政状況が今後も続いていくことが想定されております。多大な資本をもって解決することは今の財政状況では難しいと考えます。これからも知恵を絞り、手間をかけて、事に当たっていかなければ、この大きな問題、解決していかないのではないかと、私見ではございますが、私、考えております。

そのためにも、行政の中核である町の職員さんの労働環境の実態を調査し、町民とともに整備するために、以下の内容で質問させていただきます。

加えて申し上げますが、私は今後、町民の皆さんとともに、町の職員さんとともにこの難しい財政状況、町の状況を打破するために、それぞれの立場の人間がちょっとずつ無理をしなければいけない、そういったことを私としては私見として考えております。そのためにも、行政の中核機関である町の職員さんの働く環境も一旦見直すべきではないか、そういったところもケアしながら、これから大きな問題に対応していかなければいけない、そのように考えまして、今回の質問とさせていただきます。

では、内容をお話しさせていただきます。

①番、年度ごとに休職者の人数、定年退職者以外の退職者の人数を把握されておりますでしょうか。

②番、①で把握されている場合、6年前から3年間と、それと直近の3年間、それぞれの①に基づいた実数を教えていただけませんか。

以上、ご答弁をお願い申し上げます。

なお、再質問は、自席に戻りまして行うことをお許しくくださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、各小学校に通学する児童の登下校中の安全配慮について回答させていただきます。

まず、1つ目の登下校中の安全配慮について責任は誰にありますかという件でございます。

登下校中の安全対策については大変重要なことであると認識しております。児童生徒が安全に安心して通学できるようPTA、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、また、地域の皆さんと共通した認識を持ちながら、通学の安全対策を推進していくもので、責任については限定できるものではないと考えております。

1番の内容につきまして、保護者、児童への伝達はしてありますかという件についてお答えさせていただきます。

毎年、PTAの方から通学路の危険箇所の改善を求める要望書の提出があり、その都度、対応して報告をさせていただいております。現在、県、町内関係機関、各課、警察、各学校、幼稚園等と協力して、通学路マップやお出かけ通路マップの作成及び危険箇所の抽出をしております。

その結果につきましては、各学校、園等を通して、保護者や児童によりわかりやすく情報を伝えていきたいと考えております。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 各小学校の通学の安全配慮のうち子ども110番の家について、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、3番目の子ども110番の家の運営主体ということですが、この事業の所管をしておりますのは、生涯学習課となります。生涯学習課のほうで、子ども110番の家の旗を制作しておりますので、それを各小学校区で必要な枚数をPTAのほうで取りまとめていただき、学校を通じて申請をしていただき、配布しております。

4番目としまして、この子ども110番の家の制度と運用の説明を、誰がどんなふうにということなんですけれども、これにつきましては、各小学校のPTAで毎年事業の内容が引き継ぎが行われておりまして、PTAのほうから自治会長などを通して回覧板を用いて、各家庭に周知をしております。また、町のホームページの中のPTAのページにも子ども110番の家活動マニュアルを掲載しております。

それから、児童への説明ということですが、これは学校によって少し形態がかわっておりますけれども、第一小学校のほうでは、登下校の折にその都度、会話に指導や詳細を盛り込んで、子供たちに伝えるということをしております。また、第二、第三小学校では、1年生入学後の早い時期の交通安全、防犯教室で説明をされています。

最後、5番目、商店・事業所への働きかけについてですが、これにつきましては、町内の事業所や個人商店などについても町の商工会と連携をとっておりまして、通学路沿いのお店などについて協力いただけることは、現在、商工会会長のほうに内諾を得ております。

また、同じく通学路沿いにあり、下校時にあいています開業医院、あるいは歯科医院についても今年度以降で働きかけをして、協力をしていただけるようお願いしていこうというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうからは、項目1、各小学校に通学する児童の登下校中の安全配慮に関する質問の2番目の項目についてお答えいたします。

①町道の工事について、事前通知は行われているのかとの質問であります。町発注工事の実施におきましては、通行止めなどの規制を行う場合、また主要な通学路などでの工事を実施する際におきましては、事前に通知を行っております。

続きまして、②どちらに通知しているのかとの質問であります。通知の対象といたしましては、自治会、大字のほか、学校を管轄する教育総務課、消防担当である安全安心推進課、ごみ収集を担当する環境衛生課、また、すな丸号を管理する総務課などの関係各課に通知を行っております。

続きまして、③突発的な事故による損傷で原状回復の必要のある事案について、進捗状況を含めた通知は行っているのか、また通知がある場合はどこへ通知しているのかとの質問であります。突発的な事故が起因となり、ガードレールやカーブミラーなどの安全対策施設が損傷した場合などのつきましては、これまで経過報告などの通知は行っておりません。

以上であります。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 私のほうから、防災計画の運用についてということで、3

つのご質問いただいております。随時、回答させていただきます。

1つ目の消防団員のうち、河合町職員在籍人数はということで、全消防団員158人のうち14人ということになっております。

また、そのうち災害に動員される人数ということでございますが、本町の場合、災害規模に応じまして動員いたしますので、大きな災害になりますと、全ての職員をこちらのほうに動員することになります。

また、3つ目の町長不在時に対応するための危機管理専門官などの配置計画についてでございますが、町長不在時における体制づくり、整備でございますが、現時点では危機管理専門官の配置は検討しておりません。防災計画によりまして、町長不在時の職務代理は副町長、教育長となっておりますのでございます。また、災害時における初動対応の大切さは認識しておりますので、気象警報発表時及び震度4以上の地震が発生すると直ちに全ての部長、次長が情報連絡体制として参集し、対応を協議しているところでございます。なお、状況によりましては、直ちに災害対策本部を設置し、対応に当たります。

4つ目といたしまして、災害時における避難者の要配慮者の対象者、その人数ということでございます。対象者になりますと75歳以上のひとり暮らしの方が769人、要介護3から5の方、328人、知的障害A判定の方、59人、身体障害1、2級の方、290人、精神障害1級の方、15人、難病患者として6人、計1,467人となっております。

また、5つ目の災害時における帰宅困難消防団員数ということでございますが、帰宅困難者については、災害の状況により変化いたします。町外の勤務者数ということであれば158人のうち、119人となっております。

最後のご質問の時間帯による在宅状況の把握、または管理基準のガイドラインはというご質問に対してでございますが、現状について把握はできておりません。また、管理基準等のガイドラインもございません。ただ、要配慮者への支援や在宅状況情報の把握は非常に重要なことと認識はしております。

町としては、災害対策基本法に定められている要配慮者の把握に努めておるところでございます。また全住民、全世帯の状況把握については、大字・自治会単位での共助の一環として取り組んでいただきたいと考えております。その際、個人情報の取り扱いには留意が必要となります。町内のある自治会では、家族の状況を記入した家族カードを世帯主名だけを見えるようにした窓あき封筒に封印、自治会へ保管し、命の危険が及ぶような状況で開封、利用するといったような方法を導入されています。

ただ、防災・減災で一番効果的なのは法やシステムに準拠したやり方よりも平素の隣近所の交流の中での情報共有だと考えております。さまざまな機会を訴えてまいりたいと思っております。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からは最後の項目としてご質問いただきました河合町職員の勤務環境に関するご質問に対してお答えいたします。

本町では、スリムな行政組織を目指しまして類似団体の例などを参考に、職員採用の抑制や、勧奨退職の推進など定員管理を進めてきた結果、平成20年度以降の10年間で職員数が50名減っております。

このことにより、人件費の削減など効果がある一方で、複数の業務を1人の職員が兼務して処理することになるなど、職員負担が増えている現状がございます。

このような状況の中、ご質問にあった年度ごとの休職者の人数、定年退職者以外の退職者の人数につきましては、それぞれその実数を把握しており、6年前からの3年間、すなわち平成25年度から平成27年度の間ですが休職者が6名、定年以外の退職者が15名となっております。

また、直近の3年間、平成28年度から平成30年度の間では、休職者が9名、定年以外の退職者11名となっております。この定年以外の退職者につきましては、冒頭申し上げました勧奨退職者が含まれておることや、あと休職者の休職理由とその職務の関係性というものは、ちょっと不明なところもありますので、これらの数は現在の勤務環境によるものとは一概に言うことはできないんですけれども、引き続き限られた人材で行政運営を進めていく必要がある中において、職員への過度な負担が生じない組織づくり、それを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、項目ごとに、質問事項ごとに再質問させていただきたいと考えております。

まず、1番、各小学校に通学する児童の登下校中の安全配慮についての1番の項目で、⑤番に関して、ちょっと加えて再質問させていただきたいと思うんですが、ひまわり110番と

して協力体制、ご検討いただいて、実際に動いていただいているというのはご返答としていただいております。ありがとうございました。

地元の医院さんに対しても働きかけていくということは非常に画期的ではないかなと考えているんですが、コンビニエンスストアですとかそういった全国展開している事業者、そういったものに対して、例えばスーパーマーケットもそうなんですけれども、例えば、河合町内でいいますと、イオンがごございますね。そういったところに対しても例えば、このマークのところを駆け込めば大丈夫だよみたいな形でお願いするといったそういった試みというのは、ちょっと検討されているかどうか、そういったものをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） コンビニエンスストアの場合は、町内にも実際にもう商工会のほうに加盟されているコンビニエンスストアもごございますので、そちらのほうも踏まえて各関係者とまた協議しながら、どういう形で掲げていただくのが一番効率的な、本当に子供の安全ということを考えたときに一番いい形というのを見ていきたいと思います。

大きな事業者につきましては、その場所のどこということも限定していったって、一番効果的になるようなところも話をしていけないといけないと思いますので、その辺踏まえて検討していきたいと思います。

以上です。

-2-

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、ご回答いただきました。ありがとうございました。

質問1の1の項目について、ちょっと包括的に最終的に質問させていただきたいんですが、中尾教育総務課長のほうには、こちらのほう、貸し出しさせていただいたと思うんですが、手元にこういった「キッズセーフティーマップ」というものがございます。地図をつくられるゼンリンさんのほうで、北葛城郡版全域版という形で、2017年10月に発行していただいておりまして、各小学校の児童さん、親御さん向けに、これ、持って帰ってちょうだいということで、小学校で配布されたものらしいんですね。

その内容見ますと、非常に詳しく自分の安全マップをつくりましょうというところから、多岐にわたって解説というか、保護者の方とこういうことを確認しながら、自分の安全を守

るんだよ、そういった形の啓蒙活動を促すための冊子という形で、これ、非常によくできている内容として、私としてはちょっと確認しております。

その内容を実際に詳細にわたって見ますと、実際に河合町内で書かれている内容というのは、広域の避難所とAED、心肺蘇生器というんですか、その設置場所がその地図に書かれている形なんです。これ、目的がありまして、これを配布した後にその利用方法を保護者の方と確認した上で、どんどんこのマップに自分の通学路においての例えば子ども110番の家はどこにあるか、あとはひまわり110番で、緊急時に駆け込めるお店がどこにあるか、そういったものを保護者の方と確認しながら、つくり上げてくださいねという目的でこのセーフティーマップ配布されたいいんですね。

ここで、質問させていただきたいんですけれども、①から⑤まで質問させていただいたものを踏まえて、もう少しこういった企業さんが子供のためにどうぞ使ってくださいということで、せっかく配布されたものをもう少し教育委員会なり担当部署が主導権をとって、こういったものを有効活用して子供の逃げ場所考えていきましょう。

登下校時の、正直言いますと、私自身も目の前に刃物を持った人があらわれて振り回されたら、どうするかわかりません。どういうふうに防御していいかわかりません。子供たちにとってはなおさらなんですね。子供たちにとって考えなくちゃいけないのは、現時点では、例えば先ほどの質問の内容で、その51歳の方のような人を世の中に出さないようにするというのは難しい問題なんですね。しかしながら、今、現状でお金かけなくてもできることとしては、子供の逃げ場所を多くつくってあげることが大事だと思うんです。そういった意味を踏まえて、このセーフティーマップ、こういったものをもとに保護者の方と改めて、安全な場所を、自分の学校まで通うそのルートの中でどこがあるのか、そういったものを学校に通う時間と別の時間で確認しながら、親と子のコミュニケーションをとって、安全について話し合ってください。そういった形で啓発させていただきたいとそのように考えまして質問させていただいております。

これに関しましては、答弁のほうは結構でございますので、一応問いかけとして、質問の中に踏まえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、1番の項目の2番についてちょっと再質問させていただきたいんですけれども、③番において、突発的な事故による損傷で原状回復の必要のある事案について、進捗状況を含めて通知は行われておりますか。また、通知がある場合はどちらに通知しておりますかという形で質問させていただいたんですけれども、現状でしていないという形でご

回答いただいております。

私としましては、ここはちょうどしっかりと実は工事が事前にわかっているものに対しては、関係部署に対していわば完璧に通知されているんですね。しかしながら、この突発的な状況において、具体的に言いますと大輪田駅前の事象というのは、間に損害保険会社が入って、その調査があるからちょっと時間かかっている、そういったものも踏まえた形での進捗状況見えない形があったというのも実は質問の内容確認させていただく際に、確認させていただいております。

しかしながら、ちょうどそれぞれが各大字の自治会の方も「何でここ、こうなっているんやろ、ようわからんけど」という状態になっちゃっているんですね。そういった抜け道というか、落ち度というか、要は皆さんが見逃しているポイントをできれば子供の安全のために埋めていきたいと考えておりますので、できれば、今後はそういった突発的な事故が起こって、町のほうで理事者側として把握されている内容でございましたら、関連するその道路の両サイドの自治会に対して通知するですとか、もしくはPTAに対して通知をしていただくですとか、そういったものをちょっとご検討いただけるかどうか、ご回答いただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 議員もおっしゃられていましたように、当然、事故が起因による施設の破損につきましては、事故当事者の責務による修繕復旧がなされるものであります。しかし、道路管理者といたしましては、これまで全くそういった経過報告していなかったということは事実といたしまして、修繕復旧がなされるまでの間につきましては、安全確保、当然の責務でありますので、これまで対応といたしましては、バリカーの設置やまた破損により突起物が生じた場合、危険箇所の部分的な撤去という措置などは行ってまいりました。

しかし、子供を含めた通行者の生命に係る問題でもございます。当然、今後におきましては、事案を把握した時点で速やかに周辺自治会、大字、また学校などに対しまして報告を行い、さらなる安全の確保における情報共有に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、時間も限りがございますので、あと2点ほど質問させていただきたいと思えます。

2番の項目に関して、河合町防災計画の運用についてに関して、⑤番、ちょっと私、聞き漏らしてしましまして、再度質問させていただきたいんですが、災害における帰宅困難が想定される消防団員は119名という数字がお話あったと思うんですが、これ、町内でしょうか、町外でしょうか、よろしくをお願いします。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 町外のほうに勤務されている方となっております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

今件に関しましては、まず、実態というか、現状をちょっと把握する意味も含めてあわせて地元の自治会に対しても町としてはどういう形で把握していて、どういう形で方針として考えているかというものもお話しさせていただきたいというものを前提として、今回、質問させていただいておりますので、最終的に掘り下げた形の質問は考えておりません。

1点ほど、ちょっとこの2番に関しまして質問させていただきたいんですが、要配慮者の人数を実態として把握し、かつ最悪の場合の消防団員実働部隊としての、一応消防団員の数を把握する中で、最悪の状況における防災避難計画、そういったものを今後は、策定する考えであるのかどうか、その辺のところ検討されるのかどうか、そこだけちょっと伺いたいんですが、よろしいでしょうか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 要配慮者の支援でございますが、まずは、今、こういう形でどうの方がおられるか把握をしております。

その1人ずつについて、今後、個別プランというのを検討してまいります。その中で、この方にはこの方が支援するということまで掘り下げて計画を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

残り1分です。

○2番（常盤繁範） はい、かしこまりました。

ありがとうございました。

丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今回の、この一般質問において、私が質問させていただいた内容、一度の質問では多分解決が見えないと考えておりました、今後、継続して少しずつ、ちょっと掘り下げながら、緊急性を持つものに関しましては、しっかりと深く掘り下げる形で質問させていただくという形で考えておりますので、どうか、理事者の方々の皆さんにおかれましても一緒に町民の安全のために考えていきたいと。ご協力いただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて、常盤繁範議員の質問を終結いたします。

---

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 8番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 議席番号12番、西村 潔が質問いたします。

この5月に清原町長の新体制になりました。そこで、1番として、新しい町長に対し、開かれた行政を目指すための具体的な取り組みについて、どのようなお考えを持っておられるのか、この点について質問をしていきたいと思っております。

まず、1つ目、町長室のドアを一般住民に開放することについてのお考えをお聞きしたいと思っております。例えば、具体的には1週間に1回、一般の住民の方の訪問を受けるとか、あるいは月1回訪問を受けるとかということについて住民と直接面談をする、これが住民と

の対話の一つだと思うんですね。

それから、2番目、町長直通便の取り扱いについて、今後、どのようにされるのかのご所見をお聞かせください。今までの方法や、今後についてどのように町長自身がお考えになっておられるか。

それから、3番目、これは議会運営方法について、協力のことなんですけれども、まず1つ、先ほどいろんな質問出ましたけれども、一般質問の答弁は全て町長が窓口で受ける、あるいは答弁する、このことについてどう思われているか。

それから、2番目、議員の質問に対する行政側に反問権を付与された場合、行政側の所見をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、3番目、議会の開催日時を土曜日とか日曜日とか祝日とか、あるいは平日の夜間に行うことについて、住民目線に立った場合の運営についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、4番目ですけれども、常任委員会、特別委員会、例えば予算とか決算とかその他の委員会ございますけれども、この開催前に議案書以外に一定の資料、データを議会と事前協議の上、提出することについての町長としても所見をお聞かせお願いしたいと思います。

次、4つ目ですけれども、財政健全化に向けての取り組み姿勢について確認したいと思っています。

まず、1つ、財政健全化に対する基本的な考えはどのようにお考えになっておられるのか。例えば、歳入の範囲で、歳出を抑えることは基本中の基本ですと思うんですけれども、やむを得ない理由として、財政調整基金から過去において、この過去2年間ですね、1億円単位で調整基金を使っているわけですね。

やむを得ない理由はいろいろあると思うんですけれども、これを許すと、やむを得ない理由全てそういうふうになってしまうという考えもあるんですけれども、これは通常では、赤字体質と言わざるを得ないわけですね。預貯金を取り崩してであると。

だから、歳入の範囲で歳出を抑えるのは、これは大原則だと思いますね。過去、そういうふうに表面上黒字にしている理由とは一体何なのか。これについて、新町長の見解を求めたいと思っています。過去2年間、こういうことやってきたわけですから。今後、それをどうしていくのかということについても影響が出てくるわけですね。

そこで、次、②ですけれども、財政健全化という言葉は皆さんおっしゃっています。行政もおっしゃっています。しかし、言葉で言うんじゃなくて、それを具体化しないといけない

わけですよ。

行政として、歳出の削減、歳入の確保における中で、優先度をつけたリストをつくれるかどうかですね。これは歳出をカットしていくんだと。1番、2番、3番とか。歳入もこれは絶対増収させるとか。そういう優先度リストを作成して、住民や議会に開示するお考えはあるのかないのか。ただ、単なる健全化計画立てますよ、これは減らしますと言っているんじゃないかと、トータル的にこの歳出について、どの分から減らしていくのかと。どの分から収入を得ていくのかということについてのリストを提示してほしいと思いますね。この決定について所見をお聞かせください。

それから、③なんですけれども、ほかの議員さんもちよっとおっしゃっていましたが、類似団体や近隣町村における財政状況と比較した場合、河合町は財政状況どのように見ているのか、悪いという言葉だけで、片づけることはできないわけですよ。

過去いろいろ私も質問させていただきました。先行投資したとか言っているわけですよ。だけれども、何に先行投資したのかとか、具体的な回答ないんですね。

類似団体や近隣町村との格差の要因は、どのように考えているのか、過去。将来負担比率とかいっぱいありますね、あるんですけれども。そういうものをどういう位置づけで新町長考えておられるのか、どのように分析しておられるのか。

それから、次、4番目、これについては、何回も質問させてもらっています。これは具体化の話でございます。河合町独自の健全化のルールをつくるということですね。これを条例化するという事です。以前に提案させていただきました。こういうものをお考えはないという答弁だったんですね。だけれども、緊急事態ですから。

どこかの近隣の町村見たんですね。早期健全化を出さないといけないと。それぐらいのつもりやっぱりやろうということになれば、ルール化しないといけないわけですよ。それを作る気持ちはあるのかないのか。これが4つ目ですね。

それから、5番。これはいろいろな意見もあります。住民とか、外部専門検証委員会を立ち上げる考えはあるのかということですね。

去年、外部監査という話になりまして、否決されました。例えば特定の分野で、第三者の専門的な評価を得る、これ、どうなのかと。それから、その検証の結果を踏まえて、実行委員会を立ち上げるとか、そういう具体的にやらないといけない。私ももう16年議員やっています、いろいろなところに行きました。赤池町というところに行きましたけれども、4回自主再建をした。だけれども、できなかった。それで、どうしても、これは町長が手を挙げ

て、早期健全化計画を国にお願いしたと。それをしないことにはできなかったという事例があったわけですね。

だから、自主再建とはいかに難しいかということですね。それに類するものを、ルールをつくっていかないといけないとそのように思っています。

それから、次、2番目、30年度の決算の概要を一部答弁ございましたけれども、まとめてここで質問させてもらいますので、概要についてお答えいただきたいと思います。

まず、1から8までございます。

実質収支及び単年度収支、これが黒字か赤字かですね。前年度に比べてもどうかということも回答してほしいと思います。

2番目、実質公債費比率は上昇したのか、減少したのか。

3番目、将来負担比率は上昇したのか、減少したのか。

4番目、積立金は全体で増加したのか、減少したのか。

5番目、公債残高は一般会計、特別会計含めて増加したのか、減少したのか。

6番目、公債費は増加したのか、減少したのか。

7番目、経常収支比率は増加したのか、減少したのか。

8番目、財政調整基金の取り崩しはどれぐらい見込んだのかということ。

これについて質問をお願いしたいと思います。

それから、3番目、空き家対策について。

人口は減少する中で、空き家がこれから増殖する社会が到来しているわけですね。これに対して、対応をしないといけないわけです。これはまちづくりの問題になってきますね。

実は、私の自宅の近くに40年前に建てられた新築住宅が一度も人が入らなかった。入っていない、今もね。そうすると、これがずっと空き家になっているわけですね。そういう家もあるわけです。

これは、この事例では個人の問題とはいえ、社会的な損失と言わざるを得ないわけですね。何も手を打たなければ増殖していく。アメンバーのようにしていくと。町の活性化はとても図れないわけです。空き家の増殖を食いとめるために河合町の活性化の要素の一つだと思いますね。これはもう間違いがないわけです。

第三小学校、廃校になる可能性がありますね。施設の統廃合を含め、地域活性化の専門家の活用、外部の意見や助言を得るための仕組みつくってください。自分たちだけでは、行政の縮減策はできません。外部の意見、専門家の意見をどうしても参考にしてほしいわけですね。

そこで、質問します。

まず、1番、空き家の実態について、今持っているデータを公表してほしい。持っていないかもしれませんが

①地域ごとの空き家の数。

②特定空き家の数。または今後、特定空き家になりそうな準特定空き家の数。

③空き家の所有者がわかっている数。不明所有者の数。

④固定資産税の徴収状況。

次、大きな2です。

空き家対策として、①空き家の所有者がどんな理由で空き家をしているのか調査していますか。

②所有者に対する空き家にする理由を確認しなければいけませんね。そうしないと、適切な対応ができないわけです。その町の見解についてお聞かせください。

③新築物件と中古物件の固定資産税の課税の仕組みはどうなのか、違いあるのか、同じなのか。

3、今後の行政の対策として、施策として①更地にした場合と建物がある場合の固定資産税は現行ではどのようになりますか。事例を分けて、税金がどれくらい上がるか、下がるのか教えてほしいと思います。

②空き家の固定資産税の優遇措置は今後、検討をされているのかどうか。

③空き家バンクの立ち上げ構想はありますか。河合町だけじゃなくて、周辺地域との空き家バンク立ち上げどうしていくのか。

それから、④空き家の利活用に関する施策、例えば中古物件の流通を促進させるための税制の見直し、もう少し大きな目で見たとときの税制の見直しは検討していくのかどうかですね。

次、最後4番目、地域支え合いの協議体の整備について。

地域支え合い協議体構想については、3月議会で質問させていただきました。6月議会で、地域支え合い協働体構想をつくって、発表をさせていただきました。行政側の認識はどれも明確になっていないように私は思います。県が述べている住民主体の地域づくりがまさにこの地域支え合いの協議体構想になると私は理解しております。3月議会では、協議体については、第一層、全体的な人たち集めて協議体をつくる、町に一つ作る。地域ごとにニーズが異なるので、地域のニーズに応じた形で第二層の協議体を整備していきたいとの答弁でした。

そこで、質問します。

①行政側が予定している第一層の協議体の設置目的、その中身、スケジュール、誰が行うのか。

②第二層の協議体はどのような手順で、どこの地域から行うのか。また、誰が招集するのか。協議体の主体は一体誰なのか。

③第二層の協議体を目標とした場合に、第一層の協議体との関係、なぜ、第一層はいるのか、また、第一層の協議体が第二層の協議体に先んじて必要とする理由は一体どこにあるのか。

これについて、答弁をお願いしたいと思います。

再質問があれば、自席で行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは……

○12番（西村 潔） 町長に質問しておりますので、町長お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 今の質問につきましては、多岐にわたりとか、詳細の部分もかなりありますので、まず、担当課のほうからちょっと答えさせていただきまして、総括的なことについては、また、私のほうで答弁させていただこうかなと思っております。

そういうことでちょっとご理解願えたらと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） そうしましたら、私のほうから開かれた行政の1点目、町長室の一般開放、2点目、直通便の今後についてに回答させていただきます。

まず、1点目、町長室の一般開放でございます。これは、広聴業務の一つの形態であると考えております。広聴業務の目的でございますが、住民ニーズを的確に把握し、行政運営に反映することだと認識をしております。

その手段、手法は多岐にわたります。その中で、議員ご提案の町長室の開放、お互い顔が見える関係の中で意見に耳を傾け、対話を深め、町が直面する課題に町民の皆様とともに取り組むことが可能な手法だと考えております。今後、さまざまな広聴業務の手法の一つとし

て検討してまいりたいと考えております。

2点目、直通便の今後についてでございます。直通便は、直接住民からの声を聞くためのツールとして他の市町村では見られない河合町独特のシステムとして展開をしてまいりました。届けられました直通便は、宛先が明記されている方については回答し、それ以外の方については貴重なご意見として賜っておりました。全て町長が目を通しております。

広報紙に1年間の件数や、一部回答をピックアップして掲載をしてまいりました。例えば平成30年度におきましては、116通ございまして、回答数は61通、未回答は55通となっております。

今後につきましては、この取組を現代版といいますか、電子化の時代を踏まえまして、ブラッシュアップして、町のホームページ内にメッセージフォームを作成して、意見を聴取する方法の一つとっていきたいと考えております。

加えて、デジタル対応できない方に、町施設に、これまだ仮称なんですけど、町へのメッセージ用紙ということで設置をいたしまして、そこに意見箱に投函していただく。または、ファクス送信していただく。

デジタルベースと紙ベースの2つの手法を考えていきたいなと思っております。

さらに、個人情報以外の質問内容と回答をホームページなどで公表していいかどうかというチェック欄を設けまして、公表可とした案件につきましては、ホームページ等で開示していくという手法も検討しております。

以上でございます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 私のほうから、議会運営方法に関する協力ということでお答えさせていただきます。

議会の意思として議会改革に取り組まれていく中で、それに協力していくこと、これは行政として当然のことであると考えております。

しかしながら、議会の運営方法につきましては、まず、議会内部で検討されるべきものであり、その過程において町側の意見を求めていただけるものであると考えております。

ですので、今、ここで議員の個別具体的な質問につきましては、お答えすることは差し控させていただきます。

今後、議会として申し出がございましたら、真摯に対応してまいりたいと考えております。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、大きな1つ目として、清原町長の新体制についてということの4番、財政健全化に向けての取り組み姿勢ということと、あと、大きな2番、平成30年度決算の概要に答弁のほうさせていただきます。

まず、1つ目、財政健全化に向けての取り組み姿勢ということで、①過去に1億円単位で基金を取り崩しているのに、黒字決算とした理由ということでございます。

財政調整基金につきましては、一般的に財源に余裕がある年度に積み立てを行い、税収減などで財源補填などが必要な年度には取り崩しを行うことで、年度間の財源の不均衡を調整するものとなっております。

28年、29年につきましては、5月末決算において、一般会計の収支に財源不足が生じることが見込まれたため、財政調整基金から繰り入れを行ったものでございます。

②歳出削減、歳入確保優先度リストの作成と開示ということでございます。本町では、平成29年度に財政健全化計画を見直し、平成29年度から令和3年度までの5年間で緊急対策機関と位置づけ、年度単位で実施内容の優先度を整理した本計画をもとに財政健全化に向けた取り組みを集中的に進めており、概要版ではありますが、町のホームページにも掲載をさせていただいたところでございます。

③類似団体や近隣町の財政状況との比較ということですが、直近の平成29年度決算をもとに説明のほうさせていただきます。

まず、経常収支比率につきましては、対前年度0.3%増の103.2%、近隣7町で最も高く、類似団体で63団体では3番目に高い比率となっております。

実質公債費比率につきましては、対前年度1.6%増の20.6%、近隣7町及び類似団で最も高くなっております。

次に、将来負担比率につきましては、対前年度9.3%減少し219.1%となりましたが、近隣7町及び類似団体で最も高くなっております。

本町の各財政関係比率の高い要因なんですけれども、まず、歳出では、人件費と公債費の割合が近隣町や類似団体に比べて高いことが主な要因というふうになっております。まず、人件費につきましては、国家公務員の給与を100とした場合のラスパイレス指数では、本町の平成29年度は87.7で、県内及び類似団体や近隣で最も低くなっておりますが、職員の年齢構成が高いことで、人件費総額では多くなっているためのものです。

また、公債費では、これまでの計画的な社会資本整備や平成25年度に借り入れた三セク債などにより、毎年度の公債費償還額が増大し、町債残高が累積していることによるものでございます。

しかし、人件費につきましては、今後5年間で約40人の定年退職が見込まれ、また、公債費では、主要事業の実施により償還ピークの令和4年度以降は徐々に減少することが見込まれております。

また、歳入では、住民の高齢化や人口減少などにより、町税や地方交付税などの主要一般財源が減少していることが主な要因となっているため、現在、本町では人口減少対策による町の活性化と増収に取り組んでいるところでございます。

④町独自の健全化のためのルールの条例化ということでございます。

財政健全化判断比率につきましては、平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が創設されました。この法律に基づく比率の公表や比率が国の定める基準を超えた場合は、健全化など図るための計画策定等が義務づけられております。

本町では、将来の財政見通しを立てる場合、収支見通しはもちろんですけれども、財政比率が国が定めた早期健全化基準を超えることがないように常に注視しながら作成しており、今後もこの基準に基づき、適正に対応していきたいと思っております。

5つ目、住民を含めた外部検証委員会の立ち上げということでございます。

本町では、事業実施に当たりましては、住民ニーズや経済情勢、国の動向などを勘案し、住民の意見、要望をできる限り反映するなど真に必要な事業を実施できるよう検討するとともに、毎年度の予算編成過程などで、事業成果の検証などにより、事業を見直すなど、効率的な行政運営に努めておりますが、行政運営の透明性を確保し、事業の改善を行っていく上で、外部検証は必要な手段の一つであるということは認識しております。

そのため、平成27年度から取り組んでおります河合町版総合戦略における各事業や施策の検証結果などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、大きな2番、平成30年度決算の概要について答弁させていただきます。

まず、1つ目、実質収支及び単年度収支は黒字か赤字かということでございます。平成30年度の一般会計決算額は歳入70億8,800万円、歳出70億6,600万円で、歳入歳出差引額2,200万円、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源500万円を差し引いた実質収支額は1,700万円の黒字決算で、この実質収支額1,700万円から前年度繰越金2,500万円を差し引いた単年度収支はマイナス800万円となる見込みとなっております。

次、ちょっと番号が飛ぶんですけれども、4番目、積立金ですけれども、積立金は全体で増加したのか減少したのかと。一般会計における積立金は1億9,400万円で、対前年度14万6,000円増加する見込みとなっております。

次に、5番、公債費残高は一般会計、特別会計を含め増加したのか、減少したのかということでございます。

特別会計を含めた公債残高につきましては、172億5,100万円、対前年度2億600万円増加する見込みとなっております。

6番目、公債費は増加したのか、減少したのかということでございます。

特別会計を含めた公債総額は15億2,500万円で、対前年度700万円増加する見込みとなっております。

8番目、財政調整基金の取り崩し予定額はということでございます。

平成30年度一般会計決算における実質収支は、財政調整基金から繰り入れをしなくても黒字決算になる予定です。

あと、2番目、実質公債費比率、3番目、将来負担比率、7番目、経常収支比率、それぞれ増加したか、減少したかというところでございます。

平成30年度決算における各財政比率につきましては、現在、作業を進めている決算統計処理の結果から算定されます。そのため、報告につきましては、また、9月議会定例会でさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは、空き家対策について7項目にわたって回答させていただきます。

初めに、空き家の情報についてデータを公表してくださいということなんですけれども、その前に、初めに空き家の定義について説明させていただきます。

空き家とは、おおむね1年間未使用の建物などでございます。

特定空き家といいますのは、1、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態です。2つ目、著しく衛生上、有害となるおそれのある状態です。3つ目として、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態です。4つ目として、その周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態とい

うことです。この4項目の定義が空き家となります。

町内全体の空き家数は414件です。空き家率としましては7.1%です。地域ごとのデータについては、調査を依頼している大字、自治会の役員さんの主観に委ねられている面もありますので、今後、空き家などの客観的な定義を定め、実態把握、情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、特定空き家の数、または今後特定空き家になりそうな準特定空き家についてでございます。今年4月に空き家対策室が地域活性課に設置されましたので、今後、空き家などの情報収集を行い、データ化に努めてまいりたいと考えております。

3つ目として、空き家の所有者がわかっている数、不明者の数についてでございます。

大字、自治会の方に情報をいただいておりますが、空き家の把握の精度を高めようとすればするほど時間と費用を費やさなければなりません。また、時間経過とともに変化していきます。このような点を考慮して、先ほど説明させていただきましたように、今後、情報の収集、データ化作業の中で整理していくことになると考えております。

4つ目として、空き家対策として、空き家の所有者がどんな理由で空き家になっているか調査していますかということに対しまして、所有者に対しての調査は実施しておりませんが、空き家の調査をしていただいた大字、自治会の方にお聞きしたところ、空き家になってしまった理由としては、住人の死亡や入院、老人ホームなどの施設への入所、高齢になり、子供のところに転居、相続したが、別のところに住んでいる、建物が存在すれば固定資産税の軽減措置が受けられるなどでございます。

5つ目として、所有者に対する空き家にする理由を確認して、適切な対応が求められますが、町の所見はということでございます。

今後、関係部署が情報共有をできる環境整備を行い、空き家のデータベース化を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に実施できる空き家等対策計画の策定に向けて邁進してまいります。

6つ目として、今後の行政の施策として、空き家バンクの立ち上げ構想はありますかということに対しまして、町としては、必要性は認識しております。しかし、町単独で空き家バンクの立ち上げも選択肢の一つであると考えますが、当町のホームページから北葛城4町移住プロジェクトを検索していただければ、町内の物件情報が表示されます。

また、昨年、国土交通省は空き家バンクは自治体単位でしか運営されておらず、システムが各自治体ばらばらで、空き家を探すニーズには最短ルートでの情報提供が出てこない。そ

こで、昨年4月より公募によって選定されたアイフルホームズ、アットホームズが運営している全国空き家バンクを創設しましたので、このシステムの活用も有効的ではないかと考えております。

最後の7つ目の質問なんですけれども、空き家の利活用に関する施策、例えば中古物件の流通を促進させるための税制の見直しは検討していますか。

空き家対策を総合的かつ計画的に実施できる体制が現時点では明確になっておりませんので、税制の見直しなど検討課題であると考えます。空き家対策については、相談窓口、空き家の抑制、空き家の利活用、特定空き家対策など多種にわたりますので、各課と連携調整して、進めてまいります。

また、安心R住宅制度の活用も一つであると考えられます。それと、税法上、譲渡所得の特別控除の特例として相続に由来する老朽空き家の有効活用の促進及び空き家の発生を抑制するために、空き家の譲渡所得の3,000万円の特別控除特例という制度がありますので、広報、ホームページなどで周知してまいりたいと課考えます。

私のほうからは、以上でございます。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） 同じく西村議員より税務課に対しまして、空き家対策について4点の質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

初めに、空き家の実態についてデータを公表してください。④の固定資産税の徴収状況との質問に対しまして回答させていただきます。

固定資産税においては、居住の有無にかかわらず、全ての不動産に課税されるため、空き家もその年の1月1日の所有者に課税、徴収しております。そのため、所有者または納税通知書の受取人に課税徴収を行っております。なお、令和元年度固定資産税納税通知書をこの5月に発送いたしました。全納税義務者に対し届いております。

次に、空き家対策について、③新築物件と中古建物の固定資産税の課税の仕組みはどの質問ですが、新築家屋においては3年間ないし5年間家屋の税額が2分の1に軽減される新築軽減措置が適用され、中古物件では、経年劣化の考えから3年に一度の評価がえ時に原価率を乗じていき、減価していく仕組みとなっております。

続いて、3番、今後の行政の施策として1番、2番の質問に対し回答させていただきます。

まず1番、更地にした場合と建物がある場合の固定資産税は現行ではどのようになります

かとの質問で、事例を挙げて説明してくださいとのことですので、固定資産税評価基準では、住宅用地におきましては、200平米までは評価額の6分の1の額に、200平米を超える部分に対しましては、3分の1の額に軽減されるようになっております。

例えば200平米の住宅用の土地の税額が3万円、家屋の税額が2万円、固定資産税合計が5万円の税額の方が更地にした場合、当然家屋は滅失し、課税されなくなりゼロ円となりますが、土地の税額は6分の1の額の軽減がなくなり、更地の場合は7割の軽減措置がありますので、税額としては約4倍になり、12万円となります。結果的には、家屋を滅失し、更地とした場合、現行制度では約7万円固定資産税が上がるようになります。

最後に、空き家の固定資産税の優遇措置を検討していますかとの質問ですが、現行において、固定資産税の優遇措置等はございませんが、地方税法や空き家特別措置法などの法律上、改正が必要となるため、今後、国の動向を見据えていきたいと思っております。

以上で、税務課分の回答を終わらせてもらいます。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 私のほうからは、地域支え合い協議体の整備についてということで、3つほど質問いただいております。それについてお答えさせていただきます。

まず、1点目、行政側が予定している第一層協議体の設置目的、その中身、スケジュールについてということでございます。

地域の状況をきめ細やかに把握し、関係者間のネットワークの構築を目的としているわけですが、形にとらわれずに、できることから始めたいと思っております。

第一層協議体の構成は、コーディネーターを核に、総代自治会長会、民生児童委員、老人クラブのそれぞれの代表者の方、またはアドバイザーを加えて進めているものです。

当初のスケジュールでは、この夏に地域フォーラムを開催して、第二層の担い手の開拓を予定しているところですが、正直のところおこなわれていることと、協議体メンバーのほうからできることから始めていこうというご提案をいただきましたので、方向性を修正させていただきました。

②第二層の協議体は、どのような手順で、どの地域から行うのか、また誰が招集するか。協議体の主体は誰なのかというご質問でございます。

今回、第一層協議体のメンバーが高塚台の方々であったことと、既に高塚台2丁目でいろいろな取り組みがされているということから、まずはこの地域をモデル地区として体制の整備を進めたいと考えています。

また、今回は最初ですので、ある程度までは第一層のメンバーにかかわっていただき、形ができた段階で自主的な運営につなげていきたいと考えています。そういったことですので、第二層協議体の主体は地域住民の方と考えています。

次に、3番目、第二層協議体を目標とした場合に、第一層の協議体との関係、また第一層の協議体が第二層の協議体に先んじて必要とする理由を教えてくださいということでございます。

どちらの協議体が先であるべきかということはないと思っております。本町の場合は関係団体の代表者の方が集まり、趣旨を説明したところ、賛同いただきましたので、これをもって第一層の協議体としましたが、地域住民の方から声が上がリ、それが協議体の形であれば、第二層の協議体になると思います。

以上でございます。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 開かれた行政に向けてということで、ちょっとお答えさせていただきます。

私自身としましては、出て、広く聞いていきたいとそういう願いを持っております。今も調整がつけばお会いしているそういう部分もあります。今後、タウンミーティング、それから住民懇談会になると思うんですけれども、そういう部分も考えております。自治総代会等の協力を得まして、ご意見を役場に持っていきたいと考えております。

初めには、各小学校区単位からあるのか、また、1自治会になるのか、また複数の自治会になるのか、そういう部分は、今後検討して、とにかく広く聞いていく、そういう部分で、そういう姿勢でまいりたいと思っております。

それから、他の事項につきましては、とても細部の部分がちょっとございますので、そういう事項につきましては、今、述べていただきました担当課の回答でというか、ご確認をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 質問が多岐にわたって時間もないんですけれども、新町長に求めるのは、何を求めるのかというと、開かれた議会、行政、幅広いんですね。今、おっしゃったように出て行く、あるいは町長室での受け答えをすとか。

私が言っているのは、この町長室をオープンにするかどうかという視点が1つですね。これやっているところあるんですね。

以前にも質問をさせてもらったことがあります。10年ほど前にね。そのときの回答は、直通便があるから要らないんだという回答だったんですね。だから、これはいろいろな手法があるので、まず、町長室をオープンにして、例えば1週間に1回、あるいは月に1回、1人30分で受け付けて、直接聞くという、これが基本的なことだと思うんですね。そういうことで、これについては、実現を私、してほしいと思うんですね。

それから、直通便は今後、いろいろ、これも質問させてもらいました、過去ね。なかなか具体的な、町長が本当に目を通していいのかどうかということもわからないわけですよ。それはもう、部下が目を通して町長が出しているのかとか、町長が先に目を通して、指示しているのかと、その辺のところ聞きたかったわけですよ。だから、これについては答弁を今後どうするのかにしてほしいと思います。

それから、財政健全化は、これは健全化、健全化を言う時期じゃないわけですよ。もう実行しないといけない時期ですね。だから、具体的に外部の人たちの意見を聞くとか、あるいは住民を踏まえて、委員会をつくるとか、あるいは今言っているように、河合町独自の健全化ルールを、今、答弁であれば、国が定めている指標を目標にするという答弁をしているわけですよ。これはもってのほかですね。これ、国が定めている目標にしていたら、大変なことになりますよ。だから、公債費比率25じゃなくて、23%にするとか、将来負担比率を150にもっていくとか、そういうルールをつくってくださいと言っているわけですよ。

そうしないと、自主再建はできないわけですよ。今まで私、平成15年議員だったときに、町長に対して、平成15年12月に「非常事態宣言してくれ」と言ったことあるんですよ。それで、「そんなことしたらえらいことになる」という答弁だったんですけども、15年たって、じわじわ来ているわけですよ。

土地開発公社もそうですね。いろんな問題、第三セクターするのがやっと、第三セクター債を手当てするのもやっとだというような、こういうレベルの時限ではできません、改革は。

だから、その辺を具体的に、今、何をどうするかということについてしないことには、健全化言うのは当たり前の話です。

だから、例えば近隣の格差で、なんで河合町はこんなに格差が出たのかということ、まず分析するのは当然のことですね。過去何回か質問させてもらった中で、ほかの町にないことをやってきたと言っているわけです。何やったんですかね。その答弁が全くできていない

わけですよ。だから、ここは外部の人たちとか、みずから行政の人たちだけではできないわけですね。そこを皆さんの頭の中で考えてほしいわけです。

だから、皆さんの頭の中に自主再建ができると思っているんですかね、行政の人たちが。これはできないと思いますよ。外部の人間をやっぱり広げながらやっていかんといかん。だから、せめて、河合町独自の健全化ルールをつくってくださいよ。いつまでこれを反対するんですか。答弁お願いしたいと思います、まず、これについて。お願いします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 町長室の一般開放でございます。

我々、本当に困っている方、少数派の意見、サイレントマジョリティーの方に耳を傾けることが非常に重要だと考えております。

町長室を一般開放することで、能動的な積極的な方は来られると思いますが、果たして本当に今言いましたサイレントマジョリティーの方に門戸を開くことになるのかというところが疑問が残るところかなと思っております。

町長が言いましたように、まずはこちらから出向いて行って、住民さんの平素の環境の中で話を引き出せる機会を設けるほうが現時点としては、最善策かなと考えております。

それと、直通便でございますが、住民さんからいただいた直通便に対しましては、各担当課で共有をしまして、回答を作成した上で、町長に報告をしているという状況でございます。

以上です。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 議員幾度もご質問いただいております財政指標における健全化のためのルールということでございます。

これにつきましては、先ほども財政課長から答弁ありましたように、たちまちの話は財政不足健全化基準を超えることがないというのが、まず、目標にさせていただき、その次の段階として、何らかの先行きが見えるような状態であれば、その次の段階として、もう一段ハードルを上げるという方法も検討してまいりたいと考えております。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今の答弁、ちょっと私は疑問に思うんですね。たとえ公債費比率25%

超えないようにすると。超えるときにはもっとひどい状態になりますよ。だから、例えばこの二、三年までは23%を抑え込むというような、そういう目標を持たないことにはできないでしょう。できるんですか、それ。

だから、そここのところをまず目標を持つと。目標を持つということはルール化しないといけないわけですよ。早期健全化になってしまったら、これ、大変なことになるわけですよ。

要するに、隣の町みたい25%超えたら、2年間で25%以内にしないといけない目標できるわけですよ。そこまでいかずに、公債費比率23%を目標にするとか、そのためにはどうしたらいいかということを使うわけですね。

そうしないことには、皆さんの力だけではできないわけですね。そこには、このルール化するということは、一種の準再建団体になるという意識でもってやるということですから、そこまでしないと危機意識が出ないんじゃないですか。今まで、16年間私もシミュレーションつくって、17年からシミュレーションお願いして、5カ年計画立ててもらいましたね。絞ったら、水がじゃぶじゃぶ出たわけですよ。しかし、今はじゃぶじゃぶ出ないわけですね。そうすると、もっと厳しいことしていかないといけないということですね。

そういう意識がないから、こうなったわけですよ。だから議会もその点では反省しないといけないと思いますね。もっと勉強しないといけないと思いますけれども。

そういうことについてどうなのかということ、これからもまた、質問しますよ、この点については。これからもっと厳しくなるわけですよ。その認識を何とかするためにルール化してくださいと言っているわけですよ。ルール化しないと、人間はなかなか行動しないと私は思いますよ。

その辺のところでは皆さんの考え方がどうも抽象的で、毎年、毎年、これとこれとやるというのではなくて、もっと大きな枠組みの中で、どうしていくかにつくっていかないといけないと思っていますね。この辺については、もう一回答弁お願いしたいと思っています。もし、そういう何も出ないということになれば、議会としてもこれからもっと検討しないといけないと思いますけれども。いかがでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 率につきましては、当然、早期健全化基準を超えない、これはもう大前提でございます。そういうところからそういう健全化の率ということで言わせていただいているところでございます。

決してそれを越えない。そのためにいろんな方策を当然、議員おっしゃるように。外部検証委員会等につきましても検討を進めたいと思いますし、その施策における検証等につきましてもきちんと毎年やっていかなければならないと思っておりますので、協力のほうよろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって閉会いたします。

散会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治